

平成 25 年度
自 己 点 検 評 価 書

平成 26(2014)年 3 月
作新学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	12
基準 3 経営・管理と財務	55
基準 4 自己点検・評価	66
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	70
V. エビデンス集一覧	71
エビデンス集（データ編）一覧	71
エビデンス集（資料編）一覧	72

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 作新学院大学の建学の精神

(1) 作新学院の起源

作新学院は創立者・船田兵吾によって明治18(1885)年に始められた「下野英学校」が母体である。戦前の一時期には「私立作新館」と改称したときもあったが、長く「下野中学校」として地域の人々に愛されてきた。戦後の新学制が発足することに併せて、作新学院の名称を本格的に使うようになった。

「作新」とは、中国の古典『大学』の一節にある。世の中に学問を広める目的や心構えを記したものだが、「日に新たに、日々に新たに、また日に新たなれ。」「新たなる民を作(おこ)せ。」の後段、「作新民」から引用したものである。実はこの名称は開明的で名藩主と呼ばれた大関氏が、下野の国の北東に位置した黒羽藩の藩校に使用していた。その関係者が「作新」の名が藩校の廃止とともになくなるのは惜しいと思い、その名の存続を船田兵吾に託したのがきっかけであった。

明治維新後間もない栃木県で、文明開化が「陸(おか)蒸気」に乗ってやってこようという時代背景のもと、兵吾がこの言葉に心を揺り動かされたのは想像に難くない。また新しい時代を切り開こうとした同僚の共感を得て、建学の精神を表現する言葉として定着していったのである。

(2) 作新学院の建学の精神

前述の一節を読み下すと、「毎日毎日、世の中は新しいものが次々に生まれ、どんどん変化していく。これに対応して新しい知識や考え方を身につけた人材を送り出すことが学問の使命である。」といった意味になる。これは従来からの伝統的な解釈である。

しかし考えてみると、新しい知識を持っていても世の中がどんどん新くなれば、さらに新しい知識を修得しなければならない。変化の激しい現代においてはなおさらである。したがって我々は「作新民」の解釈をさらに進めて、「作新民」の新民を、従来の読み方である「新たなる民」ではなく、自己を常に「新たにする民」と読み下すこととした。「新たにする民」とは、自分の力で新しい知識や新しい問題解決の方法を吸収していく能力を身につけた人材であり、その人材はいつまでも世の中の役に立っていくはずである。

平たく言えば、「自己教育」の実践であり、作新学院の教育方針のひとつである「自学自習」に通じる考え方である。

さらに、我々は、自己を常に新しくするという「新たにする民」を社会に送り出すことによって、社会全体を新しくしていくという重要な役割も視野に入れるべきである。そのためにも作新学院は常に外に向かって開かれていなければならない、我々こそが「社会の変革者である」との自覚と自負を持たなければならない。

2. 作新学院大学が目指す大学像

(1) 作新学院大学の基本理念

このような作新学院の建学の精神を各設置校では毎日の教育実践の中で実現しようとしているが、特に作新学院大学は次のような理念を掲げて教育と研究の目的を実現しようとしている。

第一は、「新たにする民」から導かれる自学・自習、自主・自律の精神を育成していくために、大学にあっては学問の自由、大学の自治、自由の精神の保障が不可欠である。

第二は、自己実現を果たすための手段と機会を、大学がきちんと用意していることが不

可欠である。特に「進取の気概」が学内に横溢していることが望ましい。

第三は、「新たに作る民」を社会に送り出すためには、大学そのものが地域社会に開かれた存在になり、世界的な視野に立って地域に貢献し、地域とともに歩む存在でなければならない。船田 周初代学長が「北関東で小粒だがきらりと光る大学を目指したい。」と表現したのは、まさにこのことをさしている。

(2) 作新学院大学の教育研究の目的

このような建学の精神や理念を踏まえて、作新学院大学は以下の5項目に集約される目的を持って教育研究の推進と人材の養成に当たる。

- ① 理論と実践を通じて実証の精神を養い、実学を重視し、個人の自己実現と地域社会に貢献する教育と研究を推進し、人材の育成を目指す。
- ② 創造的で柔軟な思考を持ち、常に自己を新しくし、未知のものへ果敢に挑戦するという、チャレンジ精神を持った人材を養成する。
- ③ 人々や社会との直接の係わり合いを経験させる人間教育を重視することによって、社会的正義に基づいた良心を持ち、他人の気持ちや苦悩を理解し、異なった価値観を持った人とも共存できる、心豊かな人材を養成する。
- ④ 語学力は言うまでもなく、国際的な視野に立って持続可能な社会の形成や地域社会の諸問題を解決できる真のグローバリズムを持った人材を養成する。
- ⑤ 氾濫する情報の中から真に必要な情報を取捨選択できる情報活用能力をしっかりと持ち、自分の考えをきちんと表現するとともに、他人の気持ちや考えに影響を与えられる、自己表現能力をしっかりと持った人材を養成する。

(3) 作新学院大学の教育の目標

上記の大学の理念・目標を実現するために、作新学院大学は、教育重視の大学として、次のような教育目標のもとに学生の教育を行う。

- ① 学士課程においては、全人教育としての教養教育と専門基礎教育を重視した4年一貫教育を行う。そこでは広い視野とバランスのとれた判断を可能とする豊かな人間性と専門性を備えた人材の養成をめざす。
- ② 大学教育の基礎・基本となる人文・社会・自然・語学・健康系にわたる教育科目とともに、学習の基礎となる素養を身につける授業として、基礎的読解力や文章表現能力、調査能力、外国語コミュニケーション能力、情報処理能力等の授業を展開し、学生が自学・自習を日常的に行う能力を形成する教育をきめ細かに行う。
- ③ 基礎的学力の形成と並行して、人生においてどのような生き方を選択するか、生き方を考える進路選択としてのキャリア教育を実施し、体験教育としてのインターンシップに取組み、本学における学習の意義を学生が自律的に認識し学習を進めることができるよう柔軟なカリキュラムを構成する。また、各種資格取得講座を開設し、学生のキャリアアップ意識の醸成と実践力の養成を図る。
- ④ 専門教育においては、理論的な学習とともに、課題別の演習やゼミ、実験による少人数授業を展開し、課題を理解する力、課題解決への企画・立案、調査する力、発表し質疑応答する力などを培う教育を行い、実際の社会において役に立つ専門知識を習得させ、専門的力量を形成する。
- ⑤ 地域に積極的に貢献していくためには、高い問題解決能力と実践的能力が要求される。そのために、学士課程教育においては、専門基礎教育、専門教育とともに、異なった専門的知識や学問領域を組み合わせることで課題解決に導くための学際的力量を身につけるため

の実践教育を実施する。

- ⑥ 地域の課題は優れて全世界的な課題でもある。そのために、文化の多様性を認め、異文化を理解し、人類の平和的共存を確立していくための国際性を培う教育を行う。外国語コミュニケーション能力の育成に力点を置いた語学教育を行う。
- ⑦ 大学院においては、経営学研究科博士前期課程は、JR宇都宮駅東にサテライトキャンパスとして「作新ビジネススクール（SBS）」を開設し、社会で活躍している実務家が仕事をしながら夜間においてMBAの資格取得を目指す学びを支援し、博士後期課程は北関東唯一の社会科学系博士後期課程であり課程博士、及び社会人への論文博士授与の役割を担っている。また心理学研究科修士課程は、県内唯一の臨床心理士養成機関として臨床心理センター（「作新こころの相談クリニック」）を設置し、日本臨床心理士資格認定協会指定大学院／第1種教育機関としての教育研究に注力する。
- ⑧ 学士・大学院課程の教育を通じて、専門基礎教育及び専門教育のいずれにおいても、論理的に分析できる科学的精神を涵養する教育を行う。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

作新学院大学は、平成元(1989)年に経営学部経営学科の単科の大学として開設された。それは、産業・技術及び公共領域の経営に関する国際化、高度化が進む中で、経営知識と経営情報技術及び外国語知識を備え社会に貢献し得る人材を求める社会的要請に応え、宇都宮市の郊外、清原工業団地に隣接する清原地区に校地を定め開学したものである。これにより学校法人船田教育会は、昭和42(1967)年に宇都宮市内一の沢に設置した作新学院女子短期大学（幼児教育科、文科）と併せて2つの高等教育機関を擁することとなった。その後、平成5(1993)年には大学院経営学研究科（修士課程）を設置し、平成7(1995)年には経営学研究科博士（前期・後期）課程へと改組発展を遂げ、本格的な経営学の教育研究の場が確保され、実学重視の教育を受けた人材を全国・地域社会へ送ることとなった。

その後平成11(1999)年には、作新学院女子短期大学を作新学院大学女子短期大学部に改称し、翌年には清原キャンパスに移設し、本学との交流を深めることとなった。平成12(2000)年には地域発展学部を開設し、地方行政学科と地域経済学科を設置し、地域貢献を旗印とする大学として地域の期待に応えることとなった。同学部は、平成17(2005)年に、広い学際的教養を備えた地域発展に貢献する人材を養成するために、総合政策学部総合政策学科に改組した。これにより、行政や経済といった専門分野の枠を越えた総合的な知識・教養を広く学ぶ学部へと転進した。平成18(2006)年度には、地域活性化への貢献（広域型）として現代GPの選定を受け、地域活性化に向けて実践的な教育活動に取り組んだ。

平成14(2002)年には、女子短期大学部の文科（国文・英文専攻）を改組転換し、新たに心理学分野と社会学分野を加え人間文化学部人間文化学科を設置した。特に地域社会における文化、人間、社会生活を取り巻く複合的な課題解決に貢献するために、カリキュラムに実践教育科目群として地域連携学習プログラム（キャップストーン・コース）を導入するなど、地域社会に貢献できる人材の育成教育を開始した。平成18年には、大学院心理学研究科（修士課程）を設置し、栃木県で初めて「臨床心理士」を養成することが可能となった。並行して、臨床心理センター（「作新こころの相談クリニック」）を開設し子どもの発達や行動に関する地域の人々の相談ニーズに応ずる事業を進めている。平成24(2012)年には、企業家、公務員、社会人等の学びの場として作新学院大学大学院経営学研究科に「作

新ビジネススクール」(以下「SBS」)を開設し、働きながら夜間において学びMBAの学位を授与するコースを開設した。

作新学院大学の沿革(主な事項)

- 明治18(1885)年 船田兵吾が私立下野英学校を創立
- 明治21(1888)年 私立作新館と改称
- 昭和25(1950)年 私立学校法により学校法人作新学院に改組
- 昭和35(1960)年 法人名を学校法人船田教育会と改称
- 昭和42(1967)年 作新学院女子短期大学幼児教育科、文科(国文専攻・英文専攻)開学
- 昭和60(1985)年 作新学院創立100周年
- 平成元(1989)年 作新学院大学経営学部経営学科開学
- 平成2(1990)年 大学に教職課程(高校一種:商業)を設置
- 平成5(1993)年 作新学院大学大学院経営学研究科(修士課程)設置
- 平成7(1995)年 作新学院大学大学院経営学研究科博士(前期・後期)課程設置
- 平成11(1999)年 作新学院女子短期大学を作新学院大学女子短期大学部に名称変更
- 平成12(2000)年 作新学院大学に地域発展学部地方行政学科、地域経済学科を設置
女子短期大学部を清原キャンパス(竹下町)に移転
- 平成14(2002)年 作新学院大学人間文化学部人間文化学科を設置
経営学部教職課程(高校一種:情報)を設置
- 平成15(2003)年 女子短期大学部文科を廃止
大学に司書課程を設置
人間文化学部教職課程(中学校・高等学校一種:国語・英語、養護学校一種・二種)を設置
- 平成17(2005)年 地域発展学部を総合政策学部改組、地域発展学部の学生募集停止
総合政策学部教職課程(高校一種:公民)を設置
大学院経営学研究科博士前期課程にビジネスコースを設置
- 平成18(2006)年 大学院心理学研究科(修士課程)を設置
- 平成19(2007)年 人間文化学部教職課程(特別支援学校:一種)を設置
自己点検評価委員会を大学評価委員会に改組
- 平成21(2009)年 地域発展学部を廃止
日本高等教育評価機構による大学評価の受審・認定(22年3月)
- 平成22(2010)年 総合政策学部を経営学部改組、総合政策学部の学生募集停止
経営学部を改組し経営学科にコース制を導入
大学教育センター設置
- 平成23(2011)年 教職実践センター設置
- 平成24(2012)年 経営学研究科ビジネスコースを作新ビジネススクール(SBS)に改称
人間文化学部人間文化学科に発達教育専攻と人間文化専攻を設置
人間文化学部発達教育専攻に教職課程(小学校一種、特別支援学校教諭一種)を設置
- (平成26(2014)年 経営学部経営学科を経営学科とスポーツマネジメント学科に改組)

2. 本学の現況

・大学名

作新学院大学

・所在地

〒321-3295 栃木県宇都宮市竹下町 908 番地

・学部及び大学院の構成

(表Ⅱ-1) 学部の構成・学生数 (平成25年5月1日現在)

学部	学科	在籍者数
経営学部	経営学科 (入学定員230名)	535
総合政策学部	総合政策学科 (学生募集停止)	11
人間文化学部	人間文化学科 (入学定員120名)	316
計 (入学定員350名)		862

(表Ⅱ-2) 大学院の構成・学生数 (平成25年5月1日現在)

研究科	専攻	課程	在籍者数
経営学研究科	経営学専攻	博士前期課程 (入学定員20名)	40
		博士後期課程 (入学定員3名)	4
心理学研究科	臨床心理士専攻	修士課程 (入学定員15名)	32
計 (入学定員38名)			76

・学部及び大学院の教職員数

(表Ⅱ-3) 教員数 (平成25年5月1日現在)

学部	専任教員数					助手	兼任 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計		
経営学部	21	5		1	27		35
総合政策学部	—	—	—	—	—	—	—
人間文化学部	22	6	1	—	29	—	27
経営学研究科	—	—	—	—	—	—	8
心理学研究科	—	—	—	—	—	—	3
合計	43	11	1	1	56	0	73

(表Ⅱ-4) 職員数 (平成25年5月1日現在)

正職員	嘱託職員	パート	派遣職員	計
36	10	10	1	57

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

本学の目的は、本学学則第 1 条第 1 項に「本学は、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に則り、時代の変化に対応して自らを常に新たにする能動的人間の育成を目指す「作新民」を建学の精神とし、組織と人間に関する幅広い教養と実践的な専門性を授け、もって持続可能な社会の創造に挑戦し、未来を切り拓く人材を育成することを目的とする。」と明示されている。また、各学部の教育目的も第 1 条第 2 項に明示されている。大学院の目的は、大学院学則第 3 条第 1 項に「本大学院は、作新学院大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り基礎研究を推進し、高度かつ専門的な学術の理論及び応用を教授研究するとともに高い学識と研究能力を養うことによって、人類文化の向上発展に寄与する人物を育成することを目的とする。」と明示され、各研究科の教育目的が第 3 条第 2 項に明示されている。【資料 1-1-1】

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神である「作新民」については I の 1 の (2) で述べたように、明確な解釈が付与されている。さらに扁額「作新民」を管理棟、研究棟、教育棟などに掲げ、建学の精神の広報に努めている。また、大学案内、学生募集要項のアドミッションポリシー、履修要項のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、CAMPUS LIFE にも簡潔な形で反映させている。【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、それから導かれる大学の目的、各学部の教育目的は明確に定められ、毎年入学式・卒業式及び新入生オリエンテーション等で周知しているが、今後もそうした取組みを継続強化する。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

1-2 で述べたように、大学・大学院の目的、各学部、各研究科ごとの教育目的は、建学の精神「作新民」から導かれる形で明示されている。【資料 1-2-1】

1-2-② 法令への適合

教育基本法及び学校教育法を順守して、基本理念を制定し、それに基づいて使命・目的を定めている。そのことは大学学則第 1 条、大学院学則第 3 条に明記されている。また、法令等の遵守状況については、「エビデンス集・データ編」の表 3-2 に示した。

1-2-③ 変化への対応

本学は人文・社会科学系の大学であり、その教育・研究内容は社会情勢と密接にかかわっている。したがって改組等のときに、必ず目的や教育目的の見直しを行い、大学学則第 1 条 2 項に学部別に教育研究の目的を明記している。【資料 1-2-2】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目標の適切性については、日々の実践活動の中で再確認しつつ教育組織の改組やカリキュラム改革等のタイミングで見直し・検討していくとともに、社会情勢に応じて更なる改善・向上を進めていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的に関連する学部再編や学則の改訂、教育課程の編成につ

いては毎月1回開催する運営会議の議を経て全学教授会において全学教員に報告・周知し理解を求め、また幹部職員には原則隔週に開催の課長会において報告しその実施に努めている。教育目的、学部再編、学則の改正などについては、理事会・評議員会の議を経て、理解と支持を得て執行している。

1-3-② 学内外への周知

本学の教育目標、教育目的の策定については、運営会議を教学の最高決定機関として審議に付し、理事会の承認を得て執行される。策定された教育目標、教育目的は、学内外に配布する大学案内、大学ホームページ、履修要項、CAMPUS LIFEに明示し、周知を図っている。大学の情報周知については、学長直属の広報プラクティカル・チームを編成し、広報紙「燦（きらり）」を月刊誌として発行して大学執行部の方針と学生・教職員の活動等のトピックスを広報し、またホームページを活用し、学務・学生支援、地域との連携等についてきめ細かく保護者や一般市民に大学の活動を伝え、外部からの提言を受けることとしている。【資料1-3-5】【資料1-3-6】【資料1-3-7】

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針への使命・目的及び教育目的の反映

さらに、平成25年度には運営会議・理事会の議を経て「学校法人船田教育会作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部中長期目標」を策定し法人を構成する4年制の作新学院大学と2年制の作新学院大学女子短期大学部の教育研究目標・目的の基本方針を提示した。【資料1-3-8】

作新学院大学の中長期計画については、運営会議の下に教職員をメンバーとするWGを組織し、船田教育会中長期目標を踏まえて、教学の3つの方針を具現化する教学・管理運営等の中長期計画の策定に取りかかっている。

なお、これらの中長期的な目標・計画の策定と併行して、平成26年度の入学者の受け入れを行うために大学の教育研究の基本組織である学部の改組を文科省に届出により実施した。具体的には、経営学部にはスポーツマネジメント学科を新設し、経営学科と2学科体制による教育組織に改編した。【資料1-3-9】

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

大学の教育研究組織は、図1-3-1「作新学院大学教育研究組織図」に示されているように、3学部及び大学院2研究科から構成されている。また、図書館、情報センター、地域連携支援センター、大学教育センター、教職実践センターの5附属施設と、心理学研究科付属の臨床心理センター（通称：「作新こころのクリニック」）がある。なお、大学教育センターは、大学の共通教育を企画改革し、教職実践センターは教職課程の実践教育を担当する組織である。

また、大学全体の運営は図1-3-2「大学運営の仕組み」に示す構成員からなる各組織体によって、それぞれ相互に連携しながら適切に行われている。特に、大学運営全般に関する重要事項の審議と決定のための「運営会議」、及び、大学運営に関する重要事項の連絡調整と審議のための「全学教授会」が置かれ、学長が招集し、議長を務める。運営会議は大学の主要メンバーが、全学教授会は全専任教員によって構成される。なお、各組織は、以

下のような機能を持っている。【資料 1-3-1】【資料 1 - 3 - 2】

1) 運営会議

大学運営全般に関する重要事項の審議及び決定機関であり、学長を議長として副学長、各学部長、大学教育センター長、学生部長、図書館長、キャリア・就職支援部長、入試・広報部長、各研究科長、事務局長で構成される。審議事項は(1)学則その他規程の制定及び改廃、(2)学部学科等の設置、廃止、変更、(3)教育、研究、地域貢献の基本方針、(4)学生の構成・補導と身分の基本、(5)教員人事の全学的方針と計画、(6)大学の予算とその執行並びに事業計画、(7)学生の定員及び募集、(8)教育研究活動等の全学的な点検、評価、改善、である。

2) 全学教授会

大学運営に関する重要事項の連絡調整及び審議機関であり、学長を議長として全専任教員から構成される。なお、必要に応じて特任教員も審議に加えることができる。審議事項は(1)運営会議の報告及び連絡調整、(2)各学部に通ずる教育課程の編成と運用、(3)大学の将来計画、(4)学則その他規程の制定及び改廃、(5)学生の入学、卒業または在籍及び学位の授与等、である。【資料 1-3-2】

3) 学部教授会

学部運営に関する重要事項の審議機関であり、学部長を議長として学部所属の全専任教員から構成される。なお、必要に応じて特任教員も審議に加えることができる。審議事項は(1)学部の教員人事、(2)学部の教育課程の編成、(3)学部の学生の入学、卒業または在籍及び学位の授与、(4)学部の教育、研究、(5)運営会議との連絡調整、である。【資料 1-3-2】

4) 大学院研究科委員会

研究科委員会は、研究科長を議長とし、その研究科を担当する教員から構成される。審議事項は(1)教育課程及び試験、(2)授業及び研究指導、(3)学生の身分、(4)学位、(5)自己点検・評価、である。なお、経営学研究科では開講科目とその担当教員に関する事項についても審議する。【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】

5) 教学の組織図

作新学院大学教育研究組織図を以下に示す。

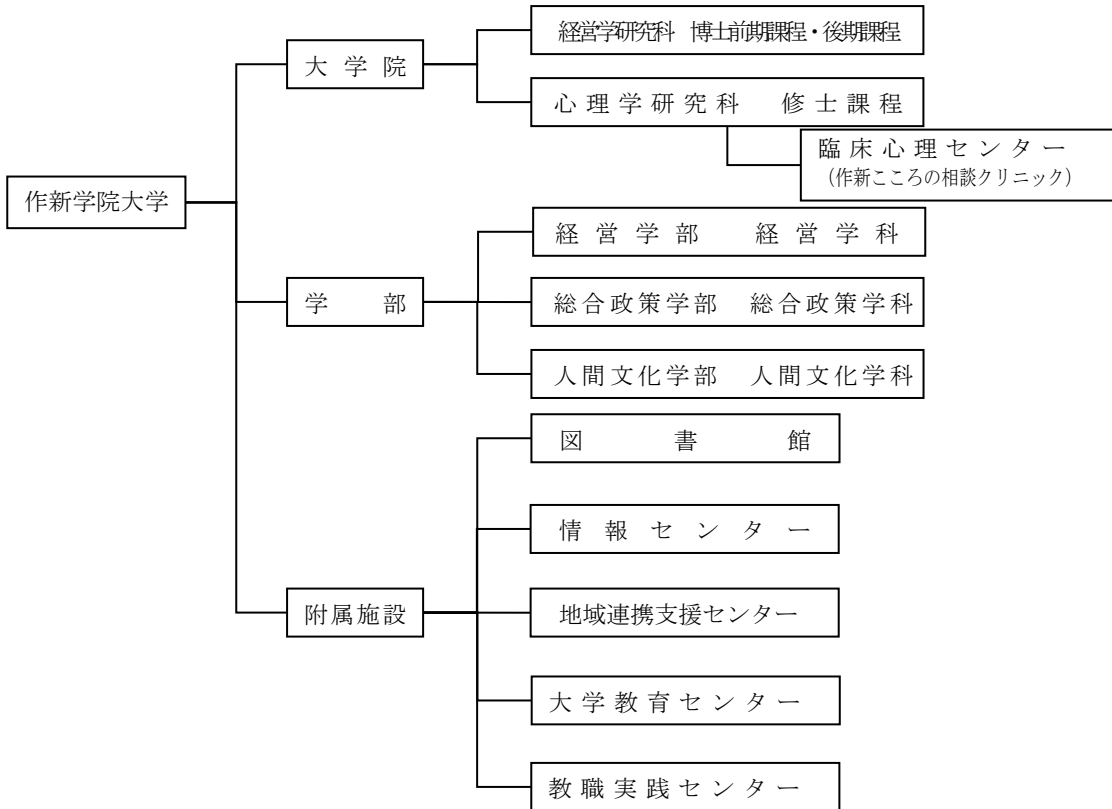
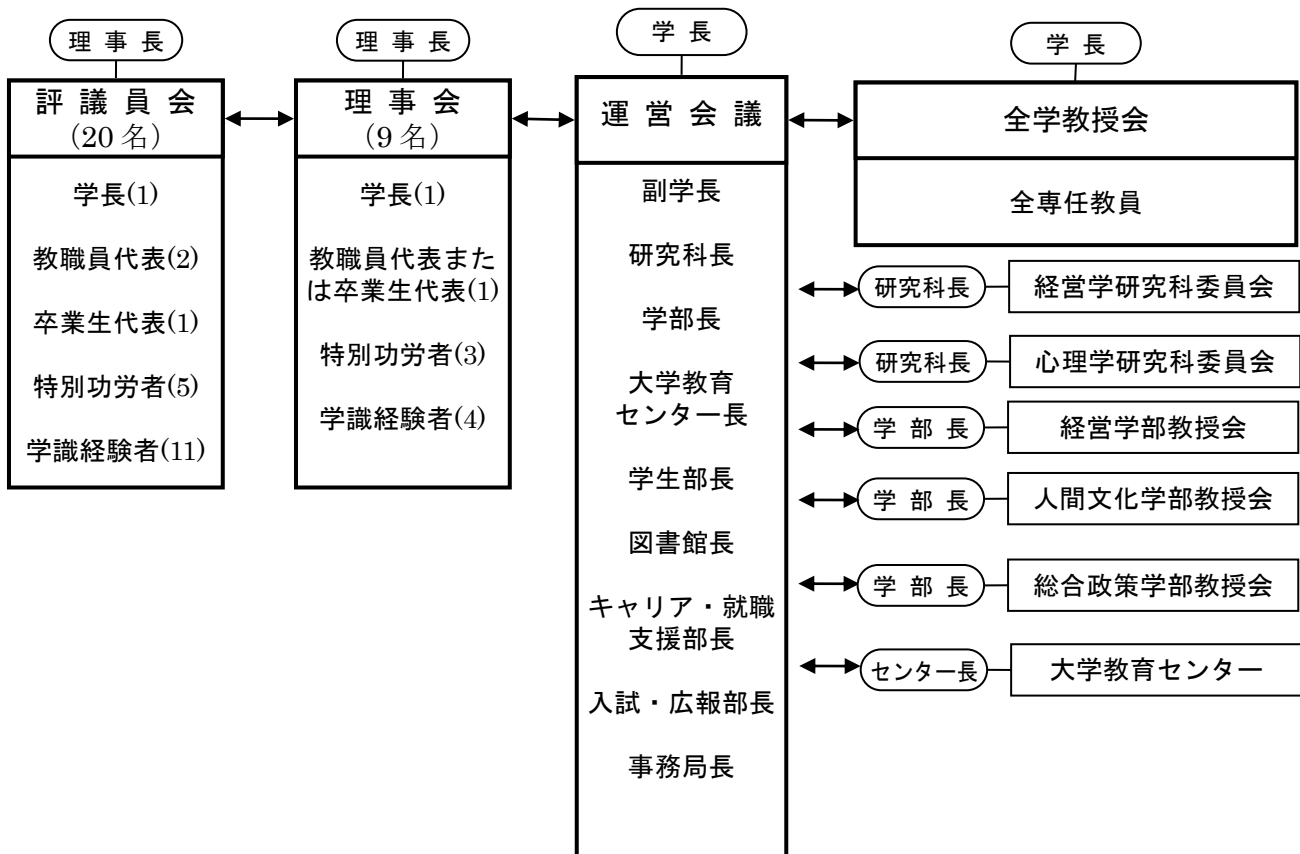


図 1-3-1 作新学院大学教育研究組織図

また、上述したように、大学の目的を達成するために、運営会議と全学教授会を中心として、教育研究組織が適切に構成され整合性が図られ、機能的に連携している。

図 1-3-2 大学運営組織図



(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の目的や教育目的に対する学内外での理解と支持を深めながら、平成 26 年度新設のスポーツマネジメント学科の入試広報を万全に行い入学生の確保を図るとともに、有効性を検証・評価できる中長期的計画を 26 年度中に策定する。そのために、学内の各組織が効率的に連携しスピードある意思決定ができるよう、適宜点検し見直していく。

【基準 1 の自己評価】

建学の精神、それから導かれる大学の目的、各学部の教育目的は明確に定められ、簡潔に文章化されている。また、これらは学則等に定められ、3 つの方針に反映されており、学内外にも周知されている。学内の組織は、目的を達成するために必要な教育研究組織が整備され、適切に機能している。なお、経営学部の改組及び本学の学びの良さを高校生・社会にアピールして学生確保を図ること、及び中長期計画を策定することが急務である。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受け入れの方針の明確化

【事実の説明】

・本学は、ディプロマポリシーに基づく人的資源の育成を目指して本学のカリキュラムポリシーを提示し、アドミッションポリシーを策定している。これらは、大学 HP・パンフレット・募集要項等に記載し、公表している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

・学部の入試方法として、AO 入試・推薦入試・一般入試（センター試験を含む）を行い、受験生の適正に合わせた幅広い受け入れ方法をとっている。また、推薦入試においては、指定校推薦・一般推薦（専願/併願）の他、スポーツ推薦の種別を設け強化部への受け入れも促進している。

【自己評価】

・入学者の受け入れの方針は明確に定められており、それらの周知においても入試広報委員会、入試広報課職員の協力により適切に行われている。

・しかし、18 歳人口の漸減の影響をもろに受けて、広報活動を入学者の確保に繋げることができなかった。

・大学進学率の向上に対応して実業系高校に広報活動を拡大するなどの努力が必要である。

2-1-② 入学者の受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

【事実の説明】

・一般入試のみならず、「スポーツ特待制度」・人数制限をしない「学業特待制度」などを活用し、経済的理由で進学が困難な学生の受け入れを実施している。

・大学院においては、年 2 回の入学試験の他、経営学研究科ビジネススクールでは通年応募者の希望に応じて入学試験を行い、実務を続けながら研鑽を積もうとする応募者や派遣企業側の多様なニーズに答えている。

・中国現地入試を実施し、平成 24 年 2 月の時点での協定校（12 校）からの留学生の受け入れ（書類審査による入学試験の実施）や、作新学院大学北京事務所にて Skype およびインターネットによる面接試験・筆記試験を実施している。なお、中国現地入試においては 4 月・10 月入学を実施しており、中国から直接本学に入学している。【資料 2-1-4】

・高校への出前講座、各種説明会やキャンパス見学会他、オープンキャンパスやワンデーキャンパス、サタデーキャンパスを実施し、本学における学びを広くアピールしている。

【自己評価】

・高校生の目線に立って高校の通常の学業（授業と課外活動、資格取得活動）等を正當に評価し、入学後も大学における継続的な学びを保障する学生の受け入れを図る必要がある。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の確保

【事実の説明】

定員の充足に関しては、経営学部・人間文化学部において充足率は50から60%台に低迷しており定員を満たしていない。そのため、平成24年11月には文部科学省の学校法人運営調査委員による現地調査において主として学生の確保に向けた対応策を立案し着実に実施するよう申し渡され、本学の入試改革方針に基づき指摘に基づく改善状況報告書を提出した。また平成25年度においても状態の改善がはかられていないことから、改革・改善策を提出するよう要請された。この指摘に 대응するために、平成24年度には、学長のもとに「学生確保作戦会議」を企画し、学部の組織改革として経営学部にはスポーツマネジメント学科を新設し、更に経営学部の入学定員を50名削減することとした。人間文化学部においては小学校教員免許状と特別支援教員免許状の同時取得をアピールし、あわせて入試広報の充実と入試の簡略化・効率化を実施した。この間の学生確保に向けた入試・広報及び入試改革については、文部科学省学校法人運営調査への改革改善報告書を参照されたい。【資料2-1-5】

大学院経営学研究科・心理学研究科はともに定員をほぼ満たしている。経営学研究科アカデミックコースでは、そのほとんどが留学生であり、日本人学生の大学院進学を促す方策を工夫することとしている。

表2-1-1 年度別の入学者数、学生数、充足率

	22年度	23年度	24年度	25年度
入学者数/充足率	224人/64%	227人/65%	209人/60%	187人/53%
学生数/充足率	970人/62%	942人/76%	900人/64%	862/62%

* 学生数／充足率%

【自己評価】

・これまでの入試広報委員会、入学試験委員会等の委員会方式では、定員充足率の低減を反転向上させることができなかった。この反省に立って、平成24年度から学長のもとに「学生確保作戦会議」を設置し、平成26年度に向けて学生確保の数値目標を設定し、高校生・保護者の目線に立った学生受け入れ方策を策定し実践する。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

(1) 広報活動の充実と教育課程の改革

少子化等の影響で定員割れが続いており、学部入学者における栃木県出身者の割合は75%を超え比較的高いが、当面する最大の課題は学部入学者の定員確保である。各学部や大学院の特色を明確にした広報活動をより充実させるとともに、受験生に選ばれる大学になるための教育課程の改革を着実に進めていく。

(2) 入試方法等の更なる改善

入試方法については標準的な入試方法は全て取り入れているが、各々の入試方法について、その内容と方法において受験者である高校生の学びの実態に配慮した改善を進める。特に現今の大学入学者は普通科卒業生のみならず総合系高校、商業系高校等からも多数の進学希望者がいることから、入試の実施方法や本学が独自に制定する奨学金受給者の決定方法にそれらを反映させることにする。具体的には、推薦入試、A0入試において、高等学校の学習成果である資格取得や実技の成果を取り入れる改革を実施する。

(3) 大学院の改善改革

大学院においては、経営学研究科及び心理学研究科はともに定員充足率は高いが本学出身者の比率が低い。特に経営学研究科では留学生の比率が高く、本学出身者の比率が極めて低い。これらの事実を踏まえマーケット戦略を立案するとともに、学部から大学院への接続教育を充実させて本学独自の教育プログラムの策定を検討し、他大学との差別化を図る。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

教育課程編成方針は、学則第1条第1項に定められた「建学の精神」および第2項に定められた各学部学科の「教育研究上の目的」に則って、教育企画会議において検討し、大学運営会議の審議を経て、教授会で承認されている。また、教育課程編成方針は「作新学院大学（全学共通）カリキュラムポリシー」「学部・学科別カリキュラムポリシー」「研究科別カリキュラムポリシー」として明文化され、履修要項にて学生・教職員に配布・周知されるとともに、大学 Web ページにて公開されている。さらに、教育課程編成方針に基づいて、大学教育センター、各学部教務委員会が具体的な教育課程を編成し、学部教授会、教育企画会議、大学運営会議の審議を経て確定している。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

<教育課程の概要（学部）>

「作新学院大学（全学共通）カリキュラムポリシー」に基づいて、平成 22 年度より各学部を横断する全学的な共通カリキュラムとして「共通教育科目」が導入され、経営学部と人間文化学部の両学部ともに「共通教育科目」と「専門教育科目」で構成される教育課程となった。「共通教育科目」は、初期導入教育科目、リテラシー教育科目、教養教育科目群で編成されており、両学部とも必修を含めた 40 単位以上の修得を卒業要件としている。「専門教育科目」は、「学部・学科別カリキュラムポリシー」を達成するための専門的な知識と実践力を身につける科目群で編成されており、経営学部では必修を含めた 70 単位以上、人間文化学部では必修を含めた 84 単位以上の修得を卒業要件としている。

（表 2-2-1）卒業要件単位数

	共通教育科目	専門教育科目	合計
経営学部	必修を含む 40 単位以上	必修を含む 70 単位以上	124 単位以上
人間文化学部	必修を含む 40 単位以上	必修を含む 84 単位以上	124 単位以上

※経営学部は、残り 14 単位(124-40-70)は、共通教育科目、専門教育科目のどちらから修得してもよい。

<共通教育科目（学部）>

「共通教育科目」は、「建学の精神」及び「作新学院大学（全学共通）カリキュラムポリシー」を達成するための幅広い教養を身につける科目群として編成されており、「初期導入教育科目」、「リテラシー教育科目」、「教養教育科目」で構成される全学共通科目である。

「初期導入教育科目」は、1 年次の必修科目として「基礎ゼミナール」を置き、大学における学修への動機付けを行うとともに、学ぶことへの主体的な態度や意欲を育成し、自己の考えを正確に表明する能力、他人の考えを正確に理解する能力、客観的に議論する能力などを身に付けることを目的とする。この科目の担当者は担任として位置付けられ、個々の学生を把握して、支援・指導にあたる。

「リテラシー教育科目」は、大学の学習に必要な基礎的素養と社会のどのような分野に進もうとも必要とされる教養を身につける科目として位置付け、「英語コミュニケーション」「日本語表現」「情報リテラシー」「スポーツと健康」「キャリアデザイン」で構成されている。

「教養教育科目」は、「教養系」「言語系」「複合系」「自主科目」「海外研修」に分けられている。ここに設置されている科目群のなかから各自の主体性に従って選択して学ぶことにより、専門分野に進むときの橋渡しの役割をするとともに、自分たちの伝統や文化をどのように理解し継承・発展させればいいのか、地球環境問題や生命倫理などの諸問題にいかに対処すればいいのかなどを学ぶことができる。

(表 2-2-2) 共通教育科目の区分

科目	区分		単位数
共通教育科目	初期導入教育科目		必修を含め 40 単位以上
	リテラシー教育科目	英語コミュニケーション	
		日本語コミュニケーション※	
		日本語表現	
		情報リテラシー	
		スポーツと健康	
		キャリアデザイン	
	教養教育科目	教養系	
		言語系	
		複合系	
		自主科目	
		海外研修	

※日本語コミュニケーションは留学生対象科目

「共通教育科目」が編成されて4年目を迎え、学士課程の各学部を横断する幅広い教養を身に付けさせる科目群としての役割は定着している。また、各学部の専門性の交流は、学内教育資源の有効活用に留まらず、学生と教員の新たな交流という面でも教育効果がある。

しかし、「共通教育科目」の全学化は、学生に幅広い教養の選択肢を増やした反面、半期上限 25 単位などいわゆる「単位の実質化」を徹底する中で、開講科目数が若干過多となっている。学生への系統的な履修指導や適正なクラス規模による運営を実現する上でも科目数の精選が必要である。

< 経営学部専門教育科目（学部） >

経営学部「専門教育科目」は、「経営学部・経営学科カリキュラムポリシー」を達成するための経営者や企業の管理者としての専門的な知識と実践力を身につけるための科目群として編成されており、「専門基礎科目」、「専門科目」、「共通専門科目」で構成されている。

「専門基礎科目」は、経営学関連の基幹科目で、経営学部の学生として履修すべき基礎となる科目群である。

「専門科目」は、より専門的な知識を学ぶための科目であり、「企業経営」「公共経営」、「会計・ファイナンス」「経営情報」「健康・スポーツマネジメント」「観光まちづくり」の6つの分野（コース）と、「研究ゼミナール」「関連分野」「特殊講義」に分類されている。2年次から各自の関心や進路設計に即して、いずれかの分野（コース）を中心に体系的に科目を選択するように指導している。

「共通専門科目」は、他の専門教育科目の内容を補うための科目である。

(表 2-2-3) 経営学部専門教育科目の区分

科目	区分		単位数
専門教育科目	専門基礎科目		必修を含め 70 単位以上
	専門科目	企業経営分野	
		公共経営分野	
		会計・ファイナンス分野	
		経営情報分野	
		健康・スポーツマネジメント分野	
		観光まちづくり分野	
		研究ゼミナール	
		関連分野	
		特殊講義	
共通専門科目			

6分野（コース）となってからの卒業生輩出はこれからであるが、平成24年度卒業生までの4分野（コース）時代に引き続き、各分野（コース）の専門性を意識した学習をさせるという教育課程の編成方針は実現されていると思われる。しかし、6分野（コース）となったことにより学生の専門選択の幅が増えた反面、開講科目数が過多となっている。適正なクラス規模による教学の運営を実現する上で、細分化された専門分野（コース）や科目数の見直しが必要である。

そのため平成26年度から経営学部を経営学科、スポーツマネジメント学科2学科への改組再編計画を文部科学省に届出、教育課程の編成、学生募集、学生受け入れ体制についての準備も実施した。【資料1-3-9】

<人間文化学部専門教育科目（学部）>

人間文化学部人間文化学科は平成24年度より「人間文化専攻」と「発達教育専攻」の2専攻制に教育課程を改編した。「発達教育専攻」は小学校教員養成に特化した専攻である（特別支援学校教諭免許の取得も可能）。人間文化学部人間文化学科の教育研究上の目的は、地域社会に存在する複合的な諸問題を実践的かつ創造的に解決し、より良い人間関係や社会的関係を構築することに貢献できる人材を育成することにある。今回の「発達教育専攻」により、新たに人間と教育（特に初等教育）とのかかわりという視点に加えられ、人間に関する研究教育の領域が広がった。

発達教育専攻において、教員養成教育に取り組む事を受けて、平成24年度には教職実践センターを設置し、教育実習、教職実践研究、学校訪問、学校ボランティア活動等について学部の理論学習とセンターの実践教育の両面における教師教育を実施することとした。【資料2-2-12】

人間文化学部の「専門教育科目」は、各専門分野の知識を身につける「言語文化系科目群」「社会学系科目群」「心理学系科目群」「発達教育科目群」（発達教育専攻のみ）と、専門知識を総合的に学習するための実践的訓練の場としての「専門演習」「キャップストーン・コース」「卒業指導演習」「卒業論文」の科目で構成されている。学生は1年次後期に実施される専攻配属の希望調査を受けて、2年次前期より「人間文化専攻」または「発達教育専攻」のいずれかに配属され、より専門的な学習を進めていく。

(表 2-2-4) 人間文化学部専門教育科目の区分

科目	区分	単位数
専門教育科目	言語文化系科目群	必修を含め 84 単位以上
	社会学系科目群	
	心理学系科目群	
	発達教育科目群 (発達教育専攻のみ)	
	専門演習 キャップストーン・コース 卒論指導演習 卒業論文	

「専門教育科目」の中 3 つ（発達教育専攻は 4 つ）の科目群については、学生は最終的に 1 つの科目群を中心に据えてその専門知識を深め、卒業論文・卒業研究に進むことができる。ただし、その場合でも他の科目群から必ず一定の単位を修得することを義務づけている。そうすることによって各分野の専門知識を総合的に理解し、個別の学問の枠を超えて学際的な知識を習得できると考えるからである。なお、前述のとおり「発達教育専攻」は小学校教員養成に特化した専攻であるため、その専門科目は教員免許関連科目となる。したがって「人間文化専攻」に属する学生が「発達教育科目群」を履修した場合には、卒業要件の単位にはならない。

< 授業内容・方法等（学部） >

各学部とも、演習によって自主的な学究姿勢を身につけさせること、経営学部の「インターンシップ」や人間文化学部の「キャップストーン・コース」、地域との連携による「まちづくり」の取り組みなどに代表される実践的科目によって地域社会の問題に関する具体的な知識を身につけさせることを重視している。

また、専門教育科目の分野（コース）設定によって、専門知識の系統的な履修を促すと同時に、個々の学生が必要とする学びができるように選択科目や関連科目のカリキュラムを柔軟に編成することにも注意を払っている。なお、系統的な履修を促すために、分野（コース）科目において一定の単位修得条件を充たせば主専攻の修了認定を行っている。また、学習スケジュールに余裕があれば、他分野（コース）の科目も積極的に履修することによって、副専攻の修了認定を行っている。

さらに、各学部には各種の資格取得のための課程やコースが設置されており、これら資格取得のための勉学がその学部の教育効果をより高めることになるように工夫している。

< 経営学研究科（大学院） >

経営学研究科では、前期課程では 30 単位、後期課程では 12 単位が修得単位として設定されている。前期課程のアカデミックコースの授業科目は「基礎科目」「専攻科目」「関連科目」に分かれており、履修の際の目安になるように工夫されている。ビジネススクールの教育方法は、平成 24（2012）年の開講時より、世界トップビジネススクールの MBA 及び Ph.D を持つ教員達を中心となり設計・実施する世界標準の教育を実施している。即ち、履修生は授業当日までに授業時間の少なくとも数倍の時間を費やし、予め与

えられたシラバスに含まれるケースを熟読し、実際に起こった問題に関する設問に沿って分析し、自らの意思決定をした上で授業に臨む。授業開始と同時に教師のリードにより、討論が開始される。授業は通常の授業の2セッション分に相当する3時間続けて行われるため、討論に参加し続けるためには、緻密な分析と説得力のある意見を準備してこなければならない。幸い、履修生全員が期待に応じて毎回修了時間を大幅にオーバーし討論が続く。

このケースメソッド方式は履修生全員から非常に高い評価を得ており、卒業後も授業に参加する者が後を絶たない(卒業生は何時でも事前連絡一つで授業に参加できる)。この方式を可及的速やかに全学に浸透させたい。

博士後期課程では、全員が留学生、或は現役の実務家であるため、彼等の特殊環境に応じ、規定のカリキュラムに加え、次の様な補足の指導を行い、質の向上を目指している。

a. 留学生：学生全員の希望に応じ、夏期・春期休暇中も平常通りの日程で関係分野の教員が授業を続け、学生に力の不足していると思われる分野の補強を行っている。

b. 実務家：学生が感じている補強必要分野の科目及び論文の指導は夏期・春期休暇中も学生と指導教員が日程・場所を調整の上授業を続けている。

<心理学研究科(大学院)>

心理学研究科では、32単位中、必修科目8科目22単位と選択必修科目が設定されている。選択必修科目はA群からE群に分かれ、それぞれの群から1科目2単位以上を選択させることによって、幅広く心理臨床の知識を習得させるように工夫されている。

【資料2-2-5】【資料2-2-13】

<教授方法改善のための組織体制>

本学には「教職員が学生に対して行う教授・指導・助言などの教育的活動の技術向上を目的としてESD委員会が設置されている。【資料2-2-6】ESD委員会はESD研修会やシンポジウム及び講演会の開催、学生による授業評価アンケートの実施、ニュースや活動報告書の編集・発行といった啓発活動を行っている。【資料2-2-7】【資料2-2-8】【資料2-2-9】ESD研修会は学生による授業評価アンケートは、学期の最後の2週間に実施し、評価結果は教員に返される。

<単位制度実質化への工夫>

履修登録単位数の上限については、半期25単位に設定し、厳正に指導している。【資料2-2-10】授業科目の体系的な履修や予習・復習など主体的な学修を促すために、各科目担当者にシラバス作成にあたっての留意事項を示して、シラバスの充実に組織的に取り組んでいる。具体的には、授業に参加する学生が予め予習を行い、また事後の復習を行うよう、シラバスの作成において注力するとともに、授業は学生と教員、学生同士の対話・コミュニケーションを行うこととしている。【資料2-2-11】

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

(1)経営学部の改組再編

本学の最大の課題は入学生の確保にある。特に経営学部においては平成22年度の6

コース制の学部改組の結果、入学者の確保が困難なことから、平成 26 年度に向け、経営学部を改組し、専門教育の教育課程を再構成し、高校生・社会から評価されるさらなる学部改組再編を進める。

(2)就業力育成の強化と教養教育科目の精選

実践的なキャリア教育を展開すべく、平成 26 年度入学生から「共通教育科目」を見直し、各大学に必修化されたキャリアガイダンス科目（キャリアデザイン）にインターンシップを追加し、就業力育成教育を強化する。併せて、系統的な履修指導や適正なクラス規模による運営、単位制度の実質化を強化するために「教養教育科目」の科目数を精選する。

(3)科目体系の明確化と成績評価基準の整備

専門教育の教育課程を再構成して科目体系の明確化に取り組むとともに、成績評価に関する評価項目と評価基準の整備（ルーブリックの整備）については、基幹科目をモデルとして作成し周辺科目へ広げていく改革に取り組む。

(4)授業改善の取り組み

アクティブラーニングの前提となるシラバス作成のガイドラインを示し各教員の自己点検を促すとともに、アクティブラーニングを実現しやすいサイズのクラス編成と ESD 研修会等を通じた授業改善のための研修活動に取り組む。

(5)単位制度実質化の取組みと成績優秀者に対する配慮

単位制に関する全学的な認識の共有化を図るため、単位制の趣旨についての手引き（履修登録単位数上限の意味と予習復習など）を作成するとともに、成績優秀者に対する履修登録単位数上限の緩和（大学設置基準第二十七条の二の 2 への対応）を検討する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学習支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

1) 学修支援及び授業支援の状況

学修支援及び授業支援に関しては、学部・学科を基本組織として、運営会議や大学教育センター、学生部委員会等で全学的な調整を図りながら、具体的対策を取っている。本学の学生への学修支援体制は図 2-3-1 で示しているように多角的に行われている。その根幹は少人数制の学生担任制であり、学生担任制を補完する各種組織（キャンパスライフ支援室、キャンパスハラスメント防止対策委員会、図書館、情報センター等）が存在する。それ以外にも学生生活アンケートおよび授業評価アンケートも実施し、改善・向上方策に繋げている。

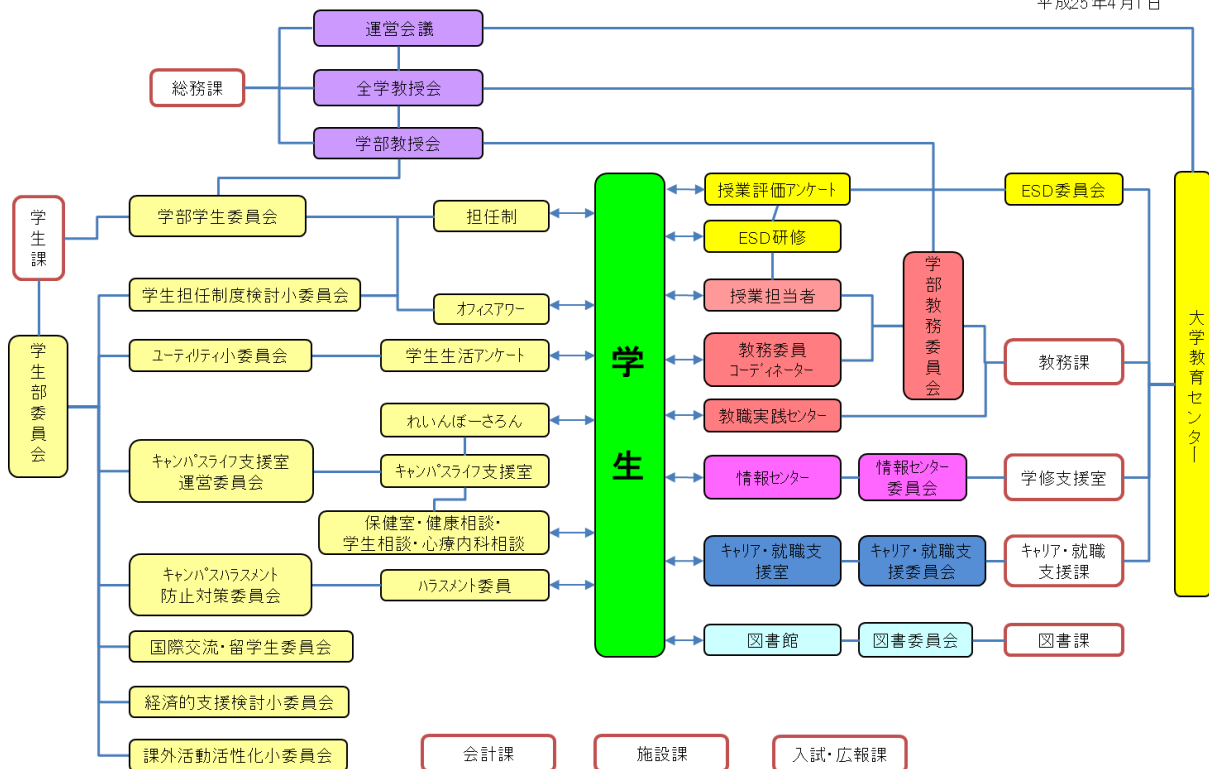


図 2-3-1 学修支援体制図

新入生に対しては、上記履修指導に先立って、教務課職員による単位制や科目履修、卒業要件など大学の制度についての説明及び各学部教務委員によるカリキュラム構成の説明を行っている。また、学生課職員および各学部学生委員による学生生活に関する支援・指導、図書課職員による図書館教育、情報センター職員による情報センターおよび学内ネットワーク利用に関する説明を実施し、円滑に大学の学習環境に入れるよう指導している。学生生活全般についてまとめた冊子「CAMPUS LIFE」を発行している。【資料 2-3-1】各学期（前期・後期）の始めには、各学部・学年別でオリエンテーションを実施し、履修指導やコースの特色等を説明している。このオリエンテーションの資料作成及び実施運営には、教員と職員が全面的に協働して関わるとともに、資料作成から履修登録に関する質問などにも教務課の職員が積極的に対応している。【資料 2-3-2】また、新入生に対しては、大学生活のスタートを円滑にし、学部の学生同士、教員との親睦を深めるため、1泊2日の日程で学外オリエンテーションを各学部で実施している。【資料 2-3-3】

履修指導については、オリエンテーションの中で、各学部・各学年別に教務課職員による履修登録上の留意点、教務委員によるカリキュラム上の観点から科目選択上の留意点について、全体説明および個別相談を行っている。履修登録に際しては、従来から行ってきた教員による履修指導に加えて、平成 19(2007)年度より導入した Web 履修登録システムによって、履修登録・履修者名簿作成の迅速化、学生の利便性の向上、履修登録ミスの減少につなげている。【資料 2-3-4】

成績不良者には、年度末から新年度にかけて本人（場合によっては保護者同伴）を呼び出し、教務委員より個別指導を実施し、脱落防止に努めている。また、毎年秋には、後援

会と連携して保護者と教員の懇談会を実施し、前期成績の結果を踏まえた教育相談、キャリア・就職支援課職員による就職相談の個別面談を行い、保護者との連携を密にして学修支援体制の強化を図っている。【資料 2-3-5】

障害を持つ学生への対策としては、キャンパスライフ支援室において、障害の状況に合わせた学修支援方法を検討・実施している。例えば、今年度は対象となる学生はいなかったが、聴覚障害のある学生にはノートテイクボランティア学生の斡旋を行い授業のサポートをしている。

学習環境として情報センターでは、空き時間に自由に使用できるインターネットおよびオフィス関連の主要ソフトの利用が可能なパソコン（以降「PC」）を 95 台（講習室を含め）設置し、PC を利用した学習環境を保障している。また、情報センターには SA(Student Assistant)を常駐させ、利活用について学生の質問、疑問に対応している。

キャンパス全体では、学生会館、図書館、教育棟、中央研究棟の主要箇所に無線 LAN アクセスポイントを設置したことにより、キャンパス内ほぼ全域でインターネット及び学内ネットワークの利用が可能となるモバイルでの学習環境を整備している。【資料 2-3-6】

2) オフィスアワー

全専任教員がオフィスアワーの時間を設定し、研究室において学生の相談に応じる時間を確保している。オフィスアワー以外でも積極的に相談に応じ、研究室に限らず中央研究棟 2 階のアトリウムに教員と交流できるスペースを設け活用している。オフィスアワーの時間割等については学内掲示板や大学HPに掲載し周知している。【資料2-3-7】

その他、修学支援の一環として大学院生が支援する『れいんぼーさろん』があり、履修指導や授業支援などを実施している。また、ゼミ担当教員を中心に学生担任制度を設け、日常生活や大学生活の悩みや、学習相談に対応する体制を取っている。

3) TA (Teaching Assistant) 等の活用

本学において大学院生が担当する TA 及び RA は現時点において存在しない。しかしながら、情報センターにおいて学生および院生による SA(Student Assistant)が開設当初からセンター利用学生の便を図るために活用されている。情報センターにおける SA の役割は、内規に基づき情報センターの管理補助及びパソコン自習学生のトラブル対応、学内情報関連機器の管理補助等とされている。希望学生を勤務可能な交代制で採用しており、平成 25(2013)年度には 13 名（経営 9、人間文化 4）を採用している。

4) 留年者・休学者・退学者への対応

過去 5 年間の学部別の留年者数の推移は、表 2-3-1 の通りである。平成 21 (2009) 年度以来、大学全体としては漸減傾向にはあるものの、成績不振（単位修得不足）で留年する者が多数みられる。各学部学生には担任教員を置き、修学指導と生活指導に目を配っているが、引き続き指導の強化を図っている。

年度ごとの休学者数は、表 2-3-2 の通りである。大学全体としては横ばいである。休学の理由としては、一身上の理由（進路変更）、経済的理由、心身耗弱などがあげられる。心身に問題を抱える学生に対しては、入学前、若しくは入学直後など教授会ができるだけ早

い時期に把握して、学部及びキャンパスライフ支援室と連携し対応を講じている。休学者に関しては、担任教員を中心に保護者と連絡を取りつつ、休学の理由や防止策について必要に応じて三者面談を行うなど、復学に向けてサポートを行っている。

表 2-3-1 学部別の留年者数（平成 20 年～24 年、過去 5 年間）

学部	H20	H21	H22	H23	H24	計
経営学部	19	30	23	28	18	118
人間文化学部	17	20	19	11	12	79
計	36	50	42	39	30	197

*月例報告書 5 月 1 日付の資料からカウント

表 2-3-2 休学者数及び休学理由（経営学部と人間文化学部、過去 3 年間）

休学の理由	H22	H23	H24	計
一身上の理由（進路変更）	12	13(14)	10	35(36)
修学意欲の低下・学力不足	0	0	0	0
家庭の事情	4	5	3	12
経済的理由	4(7)	5(6)	3(4)	12(17)
身体疾患	3	1	1	5
心身耗弱	5	4(5)	3(4)	12(14)
海外留学	0	0	0	0
その他	3	6	2	11
計	31(34)	34(37)	22(24)	87(95)

*（ ）内の数字は休学の理由について複数回答を含む。

**前期・後期のいずれかを休学しているものは、人数 1 人としてカウント。

年度ごとの理由別中途退学者数と学部別に見た中途退学者数及び中途退学率は、表 2-3-3 及び表 2-3-4 のとおりである。平成 21(2009)年から横ばいの数字を見せていたが、平成 24(2012)年度は増加した。理由は、進路変更（他の教育機関・就職・その他）、経済的理由などが多くを占めている。学部別退学率は平均で 4.6%程度と高く、退学率を下げる方策を全学的に教学、学生支援の両面から注力している。

表 2-3-3 退学理由別の中途退学者数（経営学部と人間文化学部、過去 5 年間）

退学の理由	H20	H21	H22	H23	H24	計
修学意欲の低下	0	0	1	5	2	8
進路変更（他の教育機関）	2	4	4	6	11	27
進路変更（就職）	14	16	17	8	9	64
経済的理由	20	6	9	14	25	74
学力不足	4	2	0	0	0	6
身体疾患	0	0	2	0	0	2

心身耗弱	1	4	0	0	0	5
海外留学	0	0	0	0	0	0
その他（除籍など）	1	2	6	6	5	20
計	41(42)	34	39	35(39)	52	201(206)

*（ ）内の数字は退学の理由について複数回答を含む。

表 2-3-4 学部別退学者数と退学率（平成 20 年～24 年）

学部	中退者数 (A)	在籍者数 (B)	中退率 (%、A/B)
経営学部	126	2,675	4.7%
人間文化学部	75	1,650	4.5%
計	201	4,325	4.6%

中途退学者を減少させるために、まず担任制度を活用している。経営学部では基礎ゼミと研究ゼミの担当者、人間文化学部では基礎演習と専門演習の担当者が担任教員として、学習面と学生生活面のサポートをしている。3回連続欠席者には必ず連絡を取り、欠席理由、状況等を把握して適切に対処し、もし本人に連絡が取れない場合は保護者・保証人に連絡する。履修・出席状況に懸念を覚える学生がいた場合は、毎月の教授会で学生状況報告を行うなど教職員が学生情報を共有し、必要があれば適切な対処法を検討する。

学生にはガイダンスなどを通じて、誰が担任教員であるかを周知徹底させるとともに担任教員には学期毎の成績表と履修登録表を配布し、成績不良者には適切な指導を行う。事故・トラブルなどについては学生担任だけではなく学生委員会などが一緒に対応する。【資料 2-3-8】 【資料 2-3-9】 【資料 2-3-10】

また、学期ごとの成績発表時には、当該学期の取得単位と GPA が一定水準以下の学生に対して学部教務委員の教員が面談を行う。修学意欲が低下している学生と怠学傾向のある学生を早めにケアし、卒業に向けた単位修得の計画的な学修指導を行っている。学生部委員会でも奨学金をもらっている学生の中で、成績が一定水準以下の学生について個別面談を行い、学修状況と学生生活、アルバイト状況と経済事情などを把握し、適切な指導を行うことで奨学生の資格喪失や中途退学にならないようにしている。【資料 2-3-11】

学生の心身の健康問題に起因する休学者・中途退学者を減らすためには、キャンパスライフ支援室を中心に、医師 3 人と心理カウンセラー 2 人が健康相談、メンタル相談、進路相談など学生相談を行っている。障害支援ではコーディネーターが精神疾患援助、発達障害などに対し学生と教員を支援している。また、心理学研究科院生の協力を得て学生の居場所空間として図 2-7-1 に示す「れいんぼーさろん」を設け学生の支援にあたっている。

【資料 2-3-12】

5) 留学生に対する学修支援

留学生に対する日本語等学修支援については、日本語を集中的に学べるよう留学生を対象にした共通教育科目に日本語コミュニケーション科目を設置している他、必修科目として日本事情を開講している。また、日本語能力試験において JLPT N1 を取得した者に対し奨学金（50,000 円）を支給し、勉学意欲を持たせるとともに、平成 25（2013）年度か

らは日本語能力試験対策室を設置し、模擬試験を実施するなど留学生の専用学習室として運用を開始した。また、経営学研究科の授業科目に論文作成法（日本語）を開講し留学生の日本語による修論作成支援を行っている。【資料 2 - 3 - 13】

6) 学修支援及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

本学では、全学で授業評価アンケートを実施しており、学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みとなっている。大学院でも経営学研究科はアンケートを実施しており、学生の研究活動を支援する仕組みの一つとして活用する予定である。これら授業アンケートについては、基準 2-6 において詳述する。また、学修や授業のみならず生活全般に関する学生生活アンケートを実施し、広く学生の意見を汲み上げている。また、平成 20(2008)年度から学生担任制を全ての学部で採用し、「面倒見のよい大学」に向けて学生サポート体制を充実した。学生担任の主な役割は学習面および学生生活面でのサポートである。学部によって学生担任の役割・位置づけに関して若干の差異はあるが、手引きやガイドを作成し、共通理解を進めている最中である。【資料2-3-8】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

(1)学修支援及び授業支援の状況

①学生担任制の機能強化

全学的な学修支援及び授業支援の基本となる学生担任制において、具体的にどの程度まで学生の支援を行うべきかをめぐり教員の意識に温度差がある。そのため学生担任制に関する認識の共有化を図り、その充実と機能強化を進めることにより、学生が相談しやすい環境づくりを推進する。

②キャンパス・カレンダーの改善

大学全入時代を迎えて、学習経験の多様な学生に対応するために、入学前教育及び初年度教育としてリメディアル教育の実施を検討する。学生支援方策として「キャンパス・カレンダー」を教員および学生に配布しているが、教員による学生への必要不可欠なサポートの実施時期と具体的内容を明記するなど内容を改善する。

(2)オフィスアワー

オフィスアワーは、学生の利用実態がつかめていないこと、授業時間中に設定されているため、学生が相談に来る時間とのミスマッチが起こっている等の現状があり、学生が活用しやすいような制度の改善へ向けた調査を実施する。

(3)TA (Teaching Assistant) 等の活用

TA 及び RA の制度化と有効な活用に向けて、大学院生に TA の意義、TA の実績が履歴評価されること等を説明する機会を設け、大学院生の関心を喚起し、早期の制度化を図る。

(4)留年者・休学者・退学者への対応

留年者・休学者・退学者への対応・予防策については、中途退学などの要因分析、初期教育の工夫、人間関係づくり、履修の指導、不登校学生への対応、不登校・休学学生への支援、退学届時の面談強化、インターンシッププログラムの開発による学生育成など多様な側面からの計画を進める。そのために、情報の共有化とともに実施できる項目をピックアップして早期実現を目指す。学内においては授業欠席状況等を教員職員が情報を共有し

て防止対処を行う。【資料 2-3-13】

(5)留学生に対する学修支援

①留学生への経済的支援策

留学生の経済的支援策として、授業料一律半額免除の支援制度を実施している。この制度は留学生の修学上及び生活上の支援を行うことを目的にしているが、さらに勉学に励んでいる学生を手厚く支援するため、民間機関・各種団体の公募制奨学金に、成績と経済状況等を配慮し応募数を増加するよう指導を徹底する。

②留学生への各種学修支援

平成 25 (2013) 年度新たに日本語能力試験対策室を設置し、受験者を対象に模擬テストを実施するなど運用を開始したが、留学生に浸透していないこともあり利用者は少ない。このため、留学生に周知案内を行い日本語能力試験対策に限らず、留学生の学修支援の場として活用し、授業理解のためのピアサポートや日本人学生との日本語会話パートナー制度の導入も検討する。

(6)学修支援及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

学生の意見、要望を汲み上げる方法として、アンケートでは見えてこない生の声を聴く機会として、学生会などの学生団体との定期的な意見交換・要望を聞く場を設ける。大学執行部、特に学長と学生会メンバーとの交流の機会を定期的に設け、学生の学習・大学生活上の要望等を把握し、大学改革に生かして行く。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

本学学部のカリキュラムは、幅広い教養を身に付けることを目的とする「共通教育科目」と、各学部における専門的な知識を身に付けることを目的とする「専門教育科目」に大きく分けられている。共通教育科目で一定数以上の単位を修得するまでは専門教育科目を履修することができないことから、1 年次は共通教育科目を履修し、2 年次以降では専門教育科目に属する科目を中心に履修する。卒業要件単位数は 124 単位で、そのうち共通教育科目を 40 単位以上、専門教育科目を経営学部は 70 単位以上、人間文化学部は 84 単位以上履修することになっている（経営学部においては、残り 14 単位については共通教育科目と専門教育科目のどちらかを履修してもよい）。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】
【資料 2-4-4】

大学院の修了要件は、経営学研究科博士前期課程が 30 単位、経営学研究科博士後期課程が 12 単位、心理学研究科修士課程が 32 単位である。【資料 2-4-5】

以下では、共通教育科目、各学部の専門教育科目、大学院の科目、および単位認定について詳細を説明する。

①共通教育科目

共通教育科目はさらに「初期導入教育科目」、「リテラシー教育科目」、「教養教育科目」の3つの系統に分かれている。

初期導入教育科目は1年次必修科目の「基礎ゼミナール」である。基礎ゼミナールの担当教員は学生の担任教員となり、基礎ゼミナールの授業を通じて、大学での学びを進めるうえで必要とされる「読む」「書く」「聞く」「話す」の能力をバランスよく養うとともに、主体的に問題を設定し、それを解決するためのスキルを身に付ける。

リテラシー教育科目として開講されるのは「英語」「日本語表現法」「コンピュータリテラシー」「スポーツ科学実技」「キャリアデザイン」である。これらは今後、経営学部あるいは人間文化学部の各コースで専門教育科目を学修するうえで共通に必要なとされる基礎能力を学ぶ科目であることから、1年次の必修科目として配置されている。また、1年次と2年次にキャリアデザインを必修科目として配置することで、学生に大学卒業後の進路選択を意識させて早期のキャリア教育の実現を図っている。

教養教育科目は哲学や芸術論などの「教養系」、第二外国語の習得を中心とする「言語系」、環境論やジェンダー論のような「複合系」に属する各科目と、学生の自主的な学びを評価する「自主科目」および海外での語学研修や企業視察を目的とする「海外研修」の5つの系統に分けられている。

②経営学部の専門教育科目

経営学部では、鋭敏な問題意識をもち、問題解決のための見識・力量を備えた人間性豊かな人材を育成するために、前述の「共通教育科目」と経営学部固有の科目として開講される「専門教育科目」を配置し、これらをバランスよく学修することで、上述の目的を達成することを可能としている。

専門教育科目は「専門基礎科目」と「専門科目」に大別されている。前者は、経営学の基本であるマネジメント能力を身に付けるために必要不可欠とされる科目から構成されていて、必修科目である「経営学総論」と「経済学総論」と、任意の組み合わせで20単位以上の単位修得が必要な選択必修科目とで構成される。

後者は、経営学部に設置されている6つのコース、すなわち企業経営コース、公共経営コース、会計ファイナンスコース、経営情報コース、健康・スポーツマネジメントコース、観光まちづくりコースに関連した「各コースの専門科目」と、特定のテーマについて担当教員の下で少人数教育によって学習・研究を進める「研究ゼミナール」、コースの専門科目を補完する「関連科目」、経営学の特殊領域について講義する「特殊講義」、これらいずれにも含まれない「共通専門科目」で構成されている。2年次に一つのコースを選択し、基本的には選択したコースの専門科目を中心に履修するが、選択したコース以外の専門教育科目を履修することもできる。各コースに所属する担当教員が開講する研究ゼミ1~4の単位を修得し、さらに各コースの専門教育科目を16単位修得するとコース認定証が交付される。また、2年次に選択したコース以外の専門教育科目を16単位修得すると、副専攻

の修了認定を受けることもできる。

③人間文化学部の専門教育科目

人間文化学部の「専門教育科目」は、各専門分野の知識を身につける「言語文化系科目群」「社会学系科目群」「心理学系科目群」「発達教育科目群」（発達教育専攻のみ）と、専門知識を総合的に学習するための実践的訓練の場としての「専門演習」「キャップストーン・コース」「卒業指導演習」「卒業論文」の科目で構成されている。学生は1年次後期に実施される専攻配属の希望調査を受けて、2年次前期より「人間文化専攻」または「発達教育専攻」のいずれかに配属され、より専門的な学習を進めていく。

「専門教育科目」の中3つ（発達教育専攻は4つ）の科目群については、学生は最終的に1つの科目群を中心に据えてその専門知識を深め、卒業論文・卒業研究に進むことができる。ただし、その場合でも他の科目群から必ず一定の単位を修得することを義務づけている。そうすることによって各分野の専門知識を総合的に理解し、個別の学問の枠を超えて学際的な知識を習得できると考えるからである。なお、前述のとおり「発達教育専攻」は小学校教員養成に特化した専攻であるため、その専門科目は教員免許関連科目となる。したがって「人間文化専攻」に属する学生が「発達教育科目群」を履修した場合には、卒業要件の単位にはならない。

④大学院

本学大学院は、経営学研究科と心理学研究科が設置されている。

経営学研究科では、前期課程では30単位、後期課程では12単位が修得単位として設定されている。前期課程のアカデミックコースの授業科目は「基礎科目」「専攻科目」「関連科目」に分かれており、履修の際の目安になるように工夫されている。

ビジネススクールでは、経営者に絶対に必要と思われる科目14科目を厳選し必修科目とし、その他を選択必修としてある。多忙な実務家達は、多数の選択科目の中から何を選ぶかを悩むことなく、『必ず必要となる』科目に専念出来、努力次第では、1年間でMBA学位取得に必要な15科目30単位をすべて履修可能である。事実第一期生の殆どは1年間の在学で卒業した。また、1年間で4学期にし、総ての科目は総て各学期の8週間で完了する。各科目を短期間に集中して学べるため、学習効果が高まること、及び、実務家にとっては仮に長期出張があっても学期1つを休学すれば良く、その場合には原則として卒業を1か月遅らせるだけでよい。またビジネススクールでは企業倫理を必修科目としているが、他の科目のなかでも経営者の意思決定は『倫理観』に基づくものであることを強調することを徹底させている。また、倫理観を盤石なものとする為に、監督なしの試験を実施している。また、授業は総て公開で、既に派遣企業の役員、授業内容を参観したい受験予定者、そして本学の教職員が頻繁に参加しており、これはビジネススクールの教員及び履修生に緊張感を与え、授業の内容向上に役立っている。

以上の記述の中で明らかな様に、ビジネススクールでの教育は我々の目指すべき一つの姿であり、既に制度化した授業公開制度の利用により、教員同士がお互いの教授方法を教え合い、高め合う運動を更に推進したい。

心理学研究科のカリキュラムは幅広い専門性を身に付けるためにコア科目として8科目、

22 単位の必修科目と選択必修科目群の A 群～E 群のそれぞれから 2 単位以上計 10 単位以上を履修し、必修・選択科目を併せて、合計 32 単位以上を修得しなければならない。これらの科目履修は、学生の研究計画と指導教員の指導により決定する。

⑤単位認定

学生は各学期の所定の期間に履修する科目を選択し、履修手続きを行う必要がある。各学期に履修できる上限単位数は 25 単位であるが、4 年次には特別な事情があり各学部の教務委員会の承認を受けた場合に限り、各学期に 25 単位以上履修することができる。

各学期で履修した科目の単位認定を受けるためには、授業回数（15 回）のうち 2/3 以上の出席を満たしていることが必要条件となる。定期試験の成績によって成績評価を行うことを原則とするが、科目の性格によってレポートもしくは平常点によって、あるいはこれらを組み合わせて成績評価を行うことも可能である。成績評価は、秀、優、良、可、不可で行う。表 2 - 4 - 1 に評価と後述の GPA(Glade Point Average)について示す。

表 2 - 4 - 1 成績評価

成績評価	評価の点数	必要な出席率	GPA 評価点
秀	100 点から 90 点	2/3 以上	4
優	89 点から 80 点	〃	3
良	79 点から 70 点	〃	2
可	69 点から 60 点	〃	1
不可	59 点以下	〃	0

100 点満点で評価を行い、定期試験を欠席した場合には「欠」、成績評価を受ける前提条件を満たしていない場合には「※」（無資格）がそれぞれ成績表に記載される。「秀」、「優」、「良」、「可」は合格として単位が認定されるが、「不可」、「欠」、「※」は不合格であり単位は認定されない。大学院もこれに準ずる。

⑥卒業判定

卒業判定は各学部の教務委員会において全学生の成績データを個別に確認し、厳正に卒業判定（案）を作成したうえで、最終的に教授会において原案を確認した後に卒業判定を行っている。大学院では修了・学位授与に必要な単位の確認、学位論文の審査結果、最終試験の可否、学位論文の公聴について研究科委員会において確認し修了及び学位授与を判定する。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学部においては「学士」の質保証が重要であるが、そのために大学教育センターおよび各学部教務委員会が中心となり、以下の 3 つの改善・向上方策を確定する。これらは平成 27 年度までに二年計画で順次整備を行うことを目標とし、平成 26 年度はその一年目として着実に準備を進めていく。

(1) 学生の主体的な学びを喚起するシステム整備

学生が主体的に各科目の学びを進められるシステムを改善・整備することが必要である。

そのために、シラバスには授業の目的や実施方法、実施計画を掲載し、学生が授業選択を行うための手助けとするとともに、学生が効率的に各科目の予習と復習ができるように、各回の授業ごとに授業を受けるために行うべき予習と、復習すべき項目を明記する。続いて、現在は一部の教員にとどまっている学内情報サービスの活用を全学的に推進し、各回の授業資料のアップロードを行って授業欠席者に配慮することや、授業内容に関連する資料等の提示を行うことで、学生がより主体的に学修を進める手助けとなるようにする。このような取り組みを大学教育センターが中心となり全学的に推し進めていく。

(2)ルーブリックとナンバリングの導入

ディプロマポリシーと成績評価の関係が必ずしも明確ではないことから、平成25年度から、ルーブリックやナンバリングの導入について検討を進めてきたが、平成26年度は具体化に向けた各種の作業を推し進める。具体的には、学部単位、学科単位、コース単位などでコモンルーブリックを定めて、本学での学びを通じて、大学として学生に到達して欲しい水準を明確にし、学生が自分の学習到達度をチェックできて、かつ学習到達度が各科目の成績評価とリンクするしくみを整備するために必要となる諸要素の洗い出しを実施する。また、各学部で作成した履修モデルに基づいて各科目にナンバリングを行い、基礎科目から応用科目に向けて履修すべき科目の順序を明確にし、学生が各科目を系統だって履修することができるようにする。

(3)GPAの重視

これまでの履修指導においては単位修得状況が最も重視される傾向にあるが、単位修得状況に加えて、GPAを重視する。GPAを学生の履修指導やレベル別に設定する授業のクラス分けの判断材料として積極的に活用する。単位修得状況が順調に推移していてもGPAが一定水準に到達していない学生には担任教員から個別指導を随時行い、GPA2.00以下の卒業生の割合を減らす。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

＜カリキュラム＞

本学の共通教育科目には、「共通教育科目」の中に「キャリアデザイン1」「キャリアデザイン2」がそれぞれ1年次及び2年次に必修科目として設置されている。また、「インターンシップ」が3年次の選択科目として設置されている。【資料2-5-1】【資料2-5-2】

【資料2-5-3】

＜支援体制＞

本学はキャリア・就職支援課を設置し、教職員一体となって学生のキャリア教育とキ

キャリアマインドの醸成、学生の就職活動の支援を全面的にバックアップしている。キャリア・就職支援委員会は、学生へのキャリア教育の進め方と取り組みの企画、各種資格取得講座の開設の企画、各学部学科の学生の就職活動への指導を行い、キャリア・就職支援課の支援活動をサポートしている。キャリア・就職支援課では現在およそ7,000社の求人把握している。また、就職ガイダンスをはじめ、公務員を目指す学生のための外部講師による「公務員受験対策講座」、「学内合同企業説明会」の実施など、数多くの行事を開催している。また、年間を通しての就職相談や、3・4年次対象の年2回ずつの個別面談を行っており一人ひとりの学生にあった就職支援ができるよう指導している。

【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】

また、毎年延べ150社以上の企業訪問を実施し、地元の優良企業をはじめ近県（福島県、茨城県及び北関東）の多くの企業と太いパイプを持ち、多くの就職情報を集めることにより、就職内定獲得に向けて全面的にバックアップしている。【資料 2-5-9】

<具体的な活動内容>

①就職ガイダンス（3年生対象）

3年生を対象に年間11回開催し、就職の現状や実際の活動の進め方を指導し、学生の就職活動を支援している。この他、公務員希望者を中心とした公務員試験対策講座や直前対策講座(直前相談会)などの講座を開講している。

②個別面談（個別指導、3、4年生対象）

現在、3年生を対象に年2回、4年生を対象に年2回の個人面談を実施している。これらは全学的なもので、就職ガイダンス、掲示、3、4年次のゼミナール、及び学生または保護者への個別郵便で周知を図っている。なお、進路は一人ひとりの学生がそれぞれ違うものがあるので、上記以外にいつでも個別の相談に応じている。希望やとまどい、不安、質問などあらゆる相談にスタッフ全員（5名）が時間の許す限り対応し、悔いのない就職活動、自分をしっかりアピールできるよう就職活動をフォローしている。

③低学年向け職業指導

1・2年生を対象に“仕事に対する意識”を高めるための学内・学外講師による講義「キャリアデザイン1・2」を実施している。

④学内合同企業説明会の開催（3年生対象）

厳しい就職戦線を勝ち抜くために企業の人事担当者を招き、面接を通して学生達に就職の意識を確立させる。(毎年12月中旬に実施。参加企業70社程度が各社ブースを開設。)

⑤公務員受験対策講座（1年生から対象とし、東京アカデミーへ委託。）

公務員試験を目指す学生のために講座を開催し（年間90コマ）、「いかに早い時期から計画的にかつ効率的に学習するか」といった合格の手法を実践的に教えている。

⑥就職相談窓口の充実（相談業務）

学生のネット利用増加もあるが、年々相談数が漸減する傾向にある。学生達が相談しやすい環境づくりにつとめ、個々の適性にあった指導を目標に「キャリア・就職支援課の有効利用こそが内定の近道」であることを学生達に周知し、理解を求めている。【資料 2-5-10】

⑦企業訪問（昨年訪問実績 170 社）

地元の優良企業をはじめ近県の多くの企業と太いパイプを保ちながら、多くの就職情報を収集し学生達に求人情報を提供している。また、企業訪問以外にも、企業と学校による人材情報交換会に参加することでネットワークの拡大やパイプの強化を図っている。

⑧インターンシップ

平成 27 年度からインターンシップ制度が大学教育の必修に取り入れられるが、本学においては以前から選択科目として、経営学部は企業・事業所等において、人間文化学部においては地域貢献・社会調査・まちおこし等を目的とするキャップストーン科目において実施してきた。前者は栃木県労働局・栃木県経営者協議会の協力を得てインターンシップ事業への応募により実施してきた。これまでの参加者は希望者を対象に実施したため毎年 10 名以下の少数にとどまっている。

⑨進路指導

学生の大学卒業後の進路指導については、学部段階において各卒論等の指導教員を通じて行うこととしており、大学院については、本学経営学研究科、及び心理学研究科への進学については、学部の本人の希望と学部の成績により、学内選抜への出願を奨励している。この制度を活用して本学大学院への志願者は例年 10 名以下である。

<実績>

就職率はここ 3 年 90%以上の実績を確保している。ただし、この数値は、分母に就職希望者数を利用したものであって、実際には就職をあきらめた学生が多数存在する。分母を卒業者数にした数字では、60 数%となり、全国平均を若干下回る数字となるため、さらなるフォローアップが必要となる。一方、キャリア・デザイン教育の各大学必修化を受けて、共通教育科目の改革を図り、平成 24 年度から講義を開始した。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学教育センターとキャリア・就職支援部等の連携・協働により、キャリア教育と就職支援を実践的・効果的に相乗化させた以下の取組みを推進する。

- (1)就職ガイダンスの出席率を高める。
- (2)未内定者に対する個別指導の強化（フリーター対策）
- (3)各ゼミ担当教員による個別指導の充実

学生指導の強化に向けたキャリア・就職支援委員会の充実・活性化

- (4)キャリア・就職支援課の利用促進を進めるため、学生が利用しやすい環境づくりを図る。
- (5)個別指導の更なる充実とカウンセリングの重視

「自分は何をやりたいかわからない」「自分に自信がなく就職に対する不安から活動できない」という学生が増えてきており、良き相談相手となるよう心がける。

- (6)年々、学生の就職先選びの条件として地元志向が強まってきているので、地元の経営者団体（中小企業）との連携をさらに密にする。
- (7)平成 26 年度は、学生に資格取得講座の受講を督励し、専門学部のキャリア教育の充実を図り、インターンシップは中小企業新戦力発掘プロジェクト等に応募を促し、事前事後教育を行い、インターンシップの充実を図る。
- (8)大学教育センターのキャリアエクステンション・セクションの下で、キャリア教育と就

職支援を一体的に取り組み、インターンシップや資格取得を含む1年次から4年次までの全過程を通じ継続的にキャリア形成支援を行う。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

・学部・研究科の各授業の実施は、シラバス記載の方法にしたがって行うことを原則としており、学生には各授業のシラバスを予め理解し、授業に臨むことを、履修ガイダンスや各授業の中で口頭で周知している。

・平成25年度は、FD研究会においてシラバスの果たすべき役割について検討し、授業の目的、内容、各回における授業の進度、教育方法、教科書・参考書提示、成績評価の方法等の記述にとどまらず、学生がそれぞれの授業の予習・復習、自学・自習が可能となるシラバスの作成を全学教員に促し、学生が参加する授業の実現を目標として掲げ、各教員にシラバスの改革改善を促し、その実施に取り掛かった。【資料2-6-7】

・評価方法は前期、後期の期末試験、レポート、出席状況、実技評価等により、各教員の裁量により行われており、複数教員によるオムニバスによる授業の場合には、科目責任者が他の担当者と相談して、試験問題ごとの配点や評価を決定している。

・平成23年度（2011年度）から、GPA制度を導入し、学習成果の評価を客観的にすること、学生の履修登録に責任を持つこと、及び学習の自己評価を促すこととした。GPAの結果は、学生個々の授業効果の判定に利用し、学習指導の目安としているほか、奨学金や成績優秀者表彰の参考としても使用している。

・本学では、国語および英語の基礎学力を養うことが、特に1、2年生について、大きな教育目的になっている。国語については、毎年、国語基礎力調査を実施し、学生の国語力を把握するとともに、その経年変化を記録している。【資料2-6-1】英語については、入学時にプレースメントテストを実施し、その結果によってクラス分けをしている【資料2-6-2】。習熟度別のクラス分けにより、学生は、無理なく効果的に学修することができる。また、年度末に英語到達度テストを実施することにより、学修成果を測るとともに、次年度のクラス分けに利用している。【資料2-6-3】

・学生による「授業評価アンケート」は、全学で実施【資料2-6-4】している。対象は専任・非常勤の全教員で、前期末、後期末にそれぞれ行われている。マークシート式の回答

部分に加え、自由記述欄も設けている。これら集計結果【資料 2-6-5】は、各授業担当教員にフィードバックされ授業の改革改善に活用するよう促している。

- ・大学院経営学研究科においても、自由記述式の「授業評価アンケート」を実施し、結果を授業等の担当教員にフィードバックしている。【資料 2-6-6】

- ・また、「授業評価アンケート」に加え、「学生生活アンケート」も毎年実施している。【資料 2-6-8】「学生生活アンケート」は、学生生活全般を問うものであるが、学修に関わる施設や機器、授業内容に関する回答も数多く見られ、こちらも学修指導等の改善のために大いに役立っている。

- ・キャリア・就職支援課は、在学生の就職希望、4年生の就職活動状況について、個別アンケートを行い、学生との面接指導、及び指導教員による就職指導に活用している。

- ・卒業・修了する学生の就職状況を所定の調査票により実施し、卒業後・修了後の学生の進路の状況を把握している。特にキャリア・就職支援課においては、卒業生についても引き続き就職を希望する者には、就職の斡旋を行うのでこのデータを正しく把握する努力をしている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

- ・大学教育センターが主宰し学修支援室が中心となり、教務課の協力を得て授業評価を実施している。授業評価は授業を担当する各教員（専任、非常勤）が前期・後期に行う授業科目のうち受講者数が多い1科目を選択し、その科目について学生による授業評価を行うこととしている。ただし、期間限定の集中講義による授業科目以外を対象とする。学生による授業評価の分析結果及び自由記述は、各担当教員にフィードバックし、授業の改善に結びつけている。

- ・平成 24 年度（2012 年度）は、概ね前期 441 科目、後期 396 科目が開講され、そのうち前期 105 科目、後期 98 科目で学生による授業評価が実施された。実施率は概ね前期 98%、後期 93%であり、平成 26 年度（2014 年度）は 100%実施を目指すこととしている。

- ・平成 25 年度（2013 年度）には、教員自らの授業の達成度評価を行うこととし、授業担当教員がシラバス記述の通り行われたか、学生に分りやすく説明したか、資料の準備と配布は計画通り行われたか、改善点は何か、等をアンケート調査しそれらを整理し FD において課題を抽出し授業の改革改善に役立てることとしている。

- ・本学においては、学生の卒業時アンケートを実施し、進路の確認とともに大学教育・学生生活・管理・運営の改革・改善に役立てることとしている。

【自己評価】

- ・本学は教員と職員で構成する ESD（Educational Staff Development）委員会を設置しており、学生の修学、学生生活の改善向上策について教員・職員の意見交換と改善方法の検討を行っている。具体的な改善事項については、運営会議において審議・決定し法人、関連事務局において改善を実施する。

- ・ESD 委員会は、検討課題に応じて FD 又は SD 委員会の役割を柔軟に果たすので学生による授業評価、学生アンケート、あるいは教職員が気づいた課題解決等に効果的な役割を

果たすことができる。

- ・シラバスの改革改善について、その達成度評価を行い、実施成果と課題を分析し、学生参加型の授業実施に向けてシラバスの更なる改革を教員に促す必要がある。
- ・学生による授業評価と教員の自己評価を分析し FD 等において授業改革に活用する仕組みが不十分である。
- ・なお、学生による授業評価の分析結果の公表及び全科目を対象とした授業評価の実施についてその可否を早急に決定し実施する必要がある。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況の評価しフィードバックしていくために、その前提となる目標設定や評価基準等の整備は 2-4 に示したとおりであるが、このことと並行して「授業評価アンケート」の実施や FD・SD 活動を推進しており、こうした取組みについて以下の諸点を中心にしつつ推進・強化していく。

(1) 国語基礎力調査結果の有効活用

本学に於いては、国語の基礎学力向上は教育目的の大きな一つであり、大学教育センターにおいて、平成 26(2014)年度末の方針化を目指して、国語基礎力調査結果の有効な活用方策を検討する。

(2) 授業評価アンケートの有効活用

大学教育センターとして、「授業評価アンケート」の集計結果の有効な活用法、特にその公開について平成 26(2014)年度末までに検討を終え、順次実施していく。

(3) ESD 研修会・シンポジウム

ESD 研修会・シンポジウムは、本学に於ける FD・SD 活動の推進のための大きな力になっている。ESD 委員会は、これらの継続的な実施だけでなく、より多くの教職員に研修会・シンポジウムに参加してもらうため、常にその内容および開催の仕方を工夫して取り組む。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、様々な組織及び体制で手厚く、きめ細やかな学生サービスを展開している。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

本学では、学生サービス、厚生補導のための主たる組織として、審議機関である学生部委員会（学部レベルでは学生委員会）、事務組織である学生課が置かれており、両者の連携

の下で日常的な対応がなされている。また両者の下に、キャンパスライフ支援室が設置されているとともに、そのほかの組織としては、強化部・準強化部（体育会）にかかわる事項を協議する機関として体育協議会が置かれている。

学生部委員会は、学生部長、各学部・女子短期大学部から選出された 2 人の代表委員の総勢 7 人から構成されている。定例的に月 1 回程度開催し、学生サービスおよび厚生補導の全般にわたる審議を行い、日常業務への機敏な対応に努めている。本学には同一キャンパス内に女子短期大学部が併設されており、合同の学生部委員会を開催することで、作新祭など学生支援において女子短期大学部との連携を図っている。【資料 2-7-1】

また、委員会内には必要に応じて小委員会（学生生活アンケート実施小委員会、課外活動活性化小委員会など）及び関連する 3 つの委員会（国際交流・留学生委員会、キャンパスライフ支援室運営委員会、船田特別奨学金選考委員会）を設置し、学生サービスの課題を検討するとともに、順次、条件を整え実施に移しつつあるところである。その他に、体育協議会は強化部（硬式野球部、サッカー部、陸上競技部、女子バドミントン部）及び準強化部の育成強化を目的とし、そのために必要とされる各種の条件整備と支援策を協議する機関である。その構成メンバーは、学生部長（会長）、事務局長、各強化部長、準強化部長、各学部選出委員であり、月 1 回程度の割合で開催している。【資料 2-7-2】

学生課は、学生生活の全般にわたる各種のサービス・支援業務を行う事務組織であり、学生にとって最も身近な存在である窓口業務を担当している。その具体的な業務内容としては、奨学金、課外活動支援（サークル活動）、健康・生活等相談をはじめ、駐車場等利用管理、アルバイト・下宿斡旋、食堂・購買、留学生支援等の業務とともに、各種トラブルの予防と対応、禁煙指導などの生活指導、賞罰事務手続、怪我等による保険手続き業務等を担当している。【資料 2-7-3】

なお、本学には多くの外国人留学生が在籍しているため、学生課に留学生への修学支援のための専用窓口を設置し、授業料減免、奨学金、アルバイト、各種連絡など留学生関連のワンストップサービスを実施している。国際交流・留学生委員会等と連携して、入学選考、生活支援、修学支援、就職支援、危機管理などへの対応を進めている。例えば国際交流・留学生委員会にキャリア・就職支援課が参加することにより、留学生の就職支援に向けての連携を強化している。また、大学間協定の締結にもとづく交換留学生の受け入れに伴い、交換留学生へのアパート斡旋等の生活支援を実施している。【資料 2-7-4】

2) 経済的な支援

学生に対する経済的支援について、各種奨学金を取り扱っている。学生課が窓口となり日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金、財団法人・民間団体等奨学金の諸手続きを行っている。奨学金に関する情報は学内掲示板の他、学内ネットワークである学内情報サービスへ掲載し、随時情報提供を行っている。

本学独自の奨学金制度として、学業優秀者を対象に入学金・授業料の全額又は授業料の一部（45 万円）を奨学金として免除している「学業特待生制度」【資料 2-7-5】、経済的に苦しい学生を対象に入学金・授業料の全額又は授業料の一部（45 万円）を奨学金として免除している「船田特別奨学金」【資料 2-7-6】、卒業年次生で卒業見込みがあり就職も決定しているが、経済的に苦しく授業料の納入が難しい学生に授業料の一部（上限 50 万円）

を貸与している「作新学院大学後援会応急特別奨学金」【資料 2-7-7】がある。また、授業料の納入方法については、分割納入あるいは延納手続きができるようになっている。

外国人留学生の場合は、学習奨励費をはじめ各種団体の奨学金を取り扱っている。また、本学独自の留学生支援として、入学料及び授業料の半額免除【資料 2-7-8】の他、外国人留学生家賃補助制度【資料 2-7-9】により月額 5,000 円の経済的支援策を実施している。

その他、株式会社オリエントコーポレーション及び株式会社ジャックスと業務提携による教育ローンの紹介、適切なアルバイトの斡旋、スクールバスや学生駐車場の無料化、下宿・不動産会社の紹介など様々な経済的支援を行っている。

3) 課外活動支援

本学には、学生団体を統括する自治組織として学生会があり、学生会の下部組織である課外活動統括部が体育会団体及び文化会団体を統括している。課外活動統括部には、体育会として、部 (7 団体)、サークル (4 団体)、同好会・愛好会 (3 団体)、文化会として、部 (2 団体)、サークル (4 団体)、同好会・愛好会 (4 団体) が存在し、多様な自主的活動が展開されている。この他にも、団体登録をせずにボランティアや学外活動に参加する個人や団体が存在する。【資料 2-7-10】学生会は、課外活動統括部の他、企画部、広報・渉外部、会計・会計監査部の計 4 部があり、球技大会やミュージックフェスティバル等を企画し活発に活動している。学生会の他に独立した団体として作新祭実行委員会があり、学園祭の企画運営を実施している。【資料 2-7-11】

このような自治活動、クラブ活動や個人活動は、学生が自ら団体を組織し運営するものである。様々な学外活動などを通じた社会参加を体験する場であり、正課の教育課程と相まって、大学教育の重要な一翼をなしている。また、大学を代表し、目覚しい活躍により社会の注目を浴びるなど、本学の名声と学生・教職員の帰属意識を高めるうえで多大な貢献をしている。このため本学では、財政面、人的指導面、施設面において様々な支援を行っている。

学生団体の全体的な指導は、前述の学生部委員会が中心となり、課外活動統括顧問及び学生課が担当している。強化部・準強化部については、体育協議会を設置し、スポーツ特待生制度を設け、活動場所の確保、遠征費用の援助など支援体制を講じている。また、その他の体育会団体及び文化会団体についても、財政的な支援と部室の貸与などを行っている。各団体には教員が顧問となって日常的に指導し、緊急時に備えて体育会団体を中心にリーダー研修の一環として普通救命講習会を実施している。さらに、功績のあった団体・個人に対しては、「作新学院大学学術功労賞」、「作新学院大学体育功労賞」、「作新学院大学文化功労賞」、「作新学院大学社会活動功労賞」などの表彰を行っている。【資料 2-7-12】

4) 学生相談

本学においては、保健室のほか学生相談室が平成 12 (2000) 年に非常勤カウンセラー 1 人体制で開設され、それぞれ個別に運営されてきた。身体障害に加え統計的には計上されないが発達障害 (疑い含む) のある学生の増加に対応するために (表 2-7-1)、平成 20 (2008) 年度に両者の連携を図り、大学生活における健康保持、メンタルヘルス、障害学生支援、学習困難等について体系的に支援することを目的に学生相談室運営委員会が設置され、平

成 21(2009)年度よりキャンパスライフ支援室運営委員会と名称変更して月 1 回の運営委員会及び年 4 回のカンファレンス会議を実施している。図 2-7-1 のとおり、保健室および学生相談室を運営し、健康診断、健康相談、生活相談、応急措置、心的支援、障害支援など多面的なサポートを提供している。【資料 2-7-13】【資料 2-7-14】

キャンパスライフ支援室は、室長をはじめ各学部及び短期大学部それぞれ 1 人の教員、学生課から 3 人（うち養護教諭資格者 1 人、看護師資格者 1 人）と非常勤校医 3 人（内科医 2 人、精神科医 1 人）、非常勤カウンセラー 2 人（臨床心理士資格者）および臨床心理士資格を有するオブザーバー教員 2 人によって運営されている。利用状況は【データ編 表 2-12】のとおりとなっており、保健室および学生相談室等の運営を始め、健康診断や応急措置、健康相談、心療内科相談、生活相談、心的支援、障害支援など多面的なサポートを提供している。現在、新たな相談事例と継続事例の増加によって、新規の相談予約が入れない状況となりつつあるので、カウンセリング体制の拡充を検討中である。話し合いに際して守秘義務を徹底するために平成 25（2013）年度より運営委員会の開催ごとに守秘義務誓約書に参加者全員が署名することを義務付けた。年間の業務概要を表 2-7-2 に示した。

表 2-7-1 障害のある学生数の概要(2006-2013 年度)

	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007	2006
身体障害・疾患・聴覚障害	3	5	6	9	11	10	9	6
発達障害（自閉症スペクトラム、LD、知的障害等）	6	7	0	0	0	0	0	1
新入生要配慮学生（発達・心理面・心身症既往）	7	14	5	13	0	0	0	0

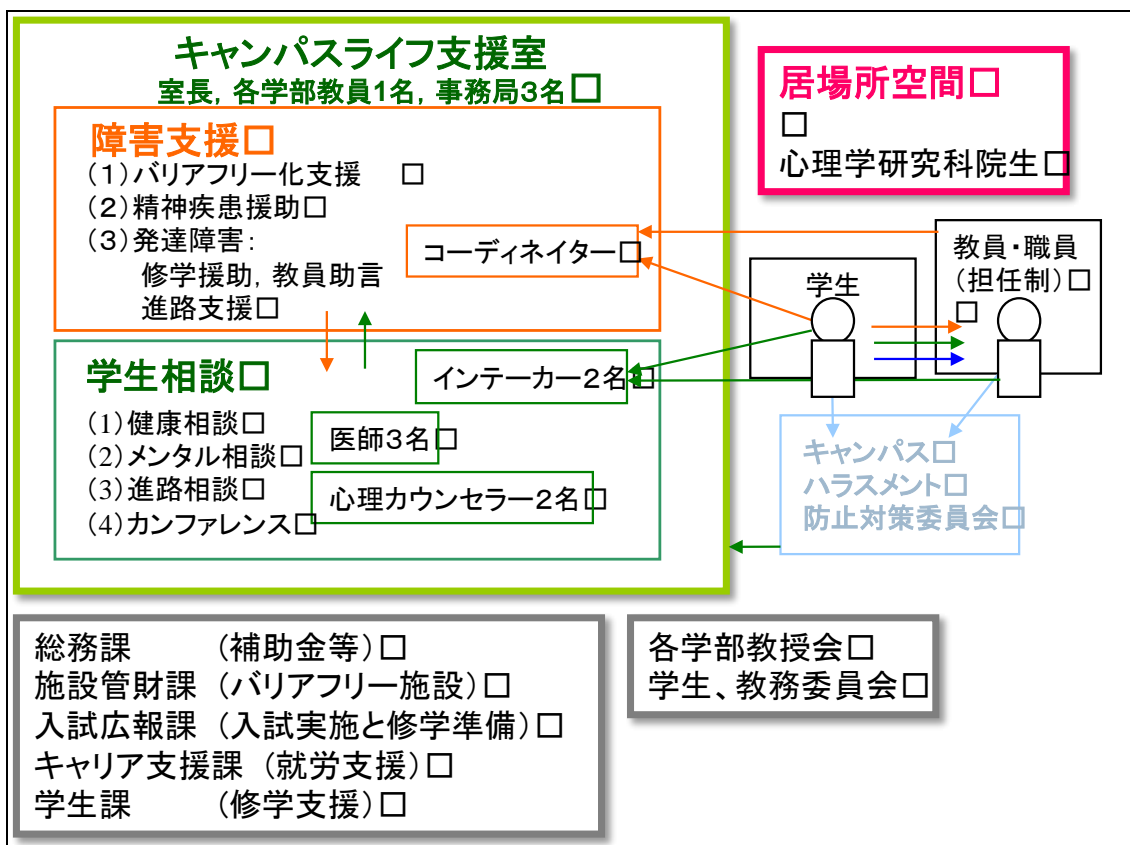


図 2-7-1 キャンパスライフ支援室のスキーマ

表 2-7-2 1年間の活動概要

4月	教職員への障がい学生数、主な障害疾病種別の周知、対応方法についての資料配布と説明
4月～	ボランティア学生募集開始、登録業務
4月	障がい学生のニーズ確認、困りごと調査
5月	キャリア・就職支援課面談前の事前情報交換、困りごと調査の集計分析、困りごと調査対象学生のインテークの実施
7月	学生ボランティア養成研修（聴覚障害者支援）
9月	障がい学生への現状聞き取り面談
3月	入学予定者・事前面談、健康調査書申請内容に基づいて
定期的開催	
・3ヶ月に1度、非常勤勤務の臨床心理士と本学心理学教員が参加するカンファレンスの実施	
・1ヶ月に1回の学生相談、健康相談に関する学生情報交換と対応の検討	

5) 心的支援

メンタル面に関する支援は、4) 学生相談と同じ枠組みのなかでカウンセリング等相談活動が展開されている。また、担任制をとっているため相談する機会が多いのが特徴であ

る。さらに平成 25 (2013) 年度よりコミュニケーションに課題のある学生の居場所となる「れいんぼーさろん」を大学院心理学研究科と連携して開設運営を開始した。【資料 2-3-12】ころ保健室において相談に来室した学生や困りごと調査のスクリーニングにおいて適当と判断された学生を紹介し、4～5 人が利用している。

6) 障がい者支援

学生相談、健康相談、障害支援等については、平成 20 (2008) 年度から精神科医 (非常勤) が加わり、学生相談体制の充実など一定の改善が講じられてきた。以前は当該部署の担当者が、個別に学生の諸問題に対応していたが、平成 20 (2008) 年度に新たに学生相談室運営委員会(その後キャンパスライフ支援室運営委員会に名称変更)が設置され、学生相談及び障害を有する学生の支援等、学生生活を体系的に支援するシステムが稼動した。これにより、月 1 回の運営委員会及び必要に応じたカンファレンス会議を実施し、組織的に支援することが可能となった。障害を持つ学生の入学が年々増加する傾向にあるが、その支援体制については、平成 20(2008)年度には第 1 体育館及び第 2 教育棟に身障者用トイレが設置され、学内のバリアフリー化に向け一定の改善が図られた。また、身体障害学生用のカーポートが設置された。しかし、一部施設においては引き続きバリアフリー化を検討中である。近年課題としてあげられている発達障害 (及び診断書なし配慮あり) のある学生の対応についても、十分な話し合いがなされており、年度当初の全学教授会においては、障害および疾病に関する説明、配慮要請を行っている。

今後の課題は、発達障害 (特に LD) の学習困難への代替方法の手立ての整備、発達障害 (特に ASD) の就労につなげるためのキャリア教育の充実、大学外の NPO 等との連携、学生ボランティア活性化が挙げられる。また、障害者の権利を保証するためにも合理的配慮に対応できる体制を整備するように具体的事例を想定した協議を開始することが必要であると考えられる。

7) 健康管理・相談

心身の健康管理は学生生活の最も基礎となるものである。本学には保健室が設置され、看護師及び養護教諭の資格を持った担当職員を配置している。学内で発生した傷害や疾病に適宜応急処置や継続治療をしている学生の支援を行っている。学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に全員加入し、万一の事故等に備えている。

保健室は、キャンパスライフ支援室運営委員会のもとで、内科医師による健康相談、精神科医師による心療内科相談、臨床心理士による学生相談、障害学生の相談等の窓口となっており、学生の心身両面にわたり支援を行っている。

集団感染が危惧されるインフルエンザ等感染症については、平成 21 年度 (2009 年) に学内感染症対策委員会を設置し、必要な対策を各学部と連携しながら講じている。【資料 2-7-15】【資料 2-7-16】毎年 4 月には、全学生に対し定期健康診断を実施している。定期健康診断の結果は本人に通知し、異常等所見のあった学生には、医療機関の紹介や健康相談を行い、精密検査の結果を基に保健指導等を実施している。また、経過観察項目のある学生については、健康診断結果票に生活調査票を同封し、記入したものを基に保健指導を実施している。

新入生に対しては入学時に既往、予防接種歴、障害の有無等の情報を健康調査票において提出させ、スムーズに学生生活に入ることができるよう情報収集を行い、健康管理を行っている。介護等実習に出る学生については、必要に応じ臨時健康診断として腸内細菌検査等を実施し遺漏の無いように対応している。

その他、健康教育の一環として毎年新入生を対象に外部講師を呼び、飲酒・薬物等講話を実施するとともに、大学生活や健康生活のための情報等を掲載している冊子 **CAMPUS LIFE** を配布し啓蒙に努めている。【資料 2-3-1】

8) 留学生支援

本学は、現在正規学生 104 人（学部生 68 人、大学院生 36 人）の他、交換留学生 6 人、研究生 11 人、科目等履修生 5 人の外国人留学生（以下「留学生」という。）を受け入れている。

留学生の支援・指導する組織として、前述の国際交流・留学生委員会があり、学生課と緊密な連携のもと留学生の支援、厚生補導等にあたっている。学生課では、留学生専用窓口を設置し、外国籍の担当職員が常勤し、留学生の相談に対応している。

また、留学生ハンドブック『外国人留学生キャンパスライフ』を作成し新入生に配布、年度初めには留学生を集めオリエンテーションを実施し、生活支援や指導等を行っている。平成 25（2013）年度より、卒業予定留学生に対し卒業後の在留に関する情報提供のためのオリエンテーションや先輩留学生によるチューター制度を導入するなど、新たな支援策を創設している。【資料 2-7-17】

留学生の日本語の習得を支援するために、共通教育においては日本語・日本事情関連科目の履修を必修科目として課し、また日本語能力試験 JLPT N1 取得者には、5 万円の奨学金を褒章（1 回のみ）することとしている。また生活支援については、住宅手当として月額 5,000 円の補助を行っている。

留学生が交流する場として留学生懇親会を行っている。また、日本の文化を理解するために留学生研修旅行等を開催している。平成 25（2013）年度には、学生団体の「まちづくり研究会」と共同で留学生の出身国紹介パネルの作成、展示など日本人学生との交流の場を提供している。

【自己評価】

- ・ 学生生活の安定のための支援は、生活支援、健康管理・相談、学生相談、経済支援、課外活動支援、福祉厚生施設、学生表彰、障害のある学生の支援等を学生部委員会、強化部委員会、キャンパスライフ支援委員会のものできめ細かく支援が実施されている。
- ・ なお、学生のキャンパス内外の危機管理と人権保護には今後早急に注力する必要がある。
- ・ 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握を学生アンケートにより実施し効果を上げている。
- ・ 学長・学部長・事務局長等の大学の執行部が定期的に一般学生、学生会や強化部等の学生と面談し気軽に学生の意見を聞く機会を設定することが必要である。
- ・ 「学生意見箱」を設置することにより学生の意見・希望の収集を実施し、大学改革に生かす。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

各学部でゼミ担当教員を担任として定め、各担任教員が学生とのコミュニケーションを図り、きめ細かい指導を行うとともに、学生も信頼関係に基づき気兼ねなく意見を交わす担任制度を設けて、日常から学生の意見を汲み上げるように努めている。

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムとしては、全学一斉の学生生活アンケート調査（毎年1回）が実施されており、自由記述を含め学生の意識や要求を把握するうえで重要なチャンネルとなっている。また、調査結果を基に多面的な分析を行い、そのことにもとづいて課題の設定や方針化を図っている。平成25（2013）年度には、学生生活アンケートの結果を学生に発表する場を設け、学生とのコミュニケーションに努力している。【資料2-7-18】 【資料2-7-19】

学生生活アンケートは、学生部委員会において、学生の学内の生活環境、学習環境についての意見、要望を汲み上げるために、平成19(2007)年度から全学レベル（女子短期大学部を含む）で調査を実施している。学生部委員会で学生アンケートの結果から浮き彫りになった問題を議論し、スクールバス・ダイヤの見直しや喫煙マナーの徹底などの処置を講ずるとともに、関係部署が所管する問題については対処を依頼した。アンケートで、学生の抱える重大な問題や不満を発見し、改善していく予定であるが、特にスクールバスに関しては、平成25（2013）年度から学生の意見を反映し毎回の回数券（100円）の利用を無料化し、学生証の提示でスクールバスに乗れるように制度改善した。同時に学生駐車場の無料化を実施することとした。【資料2-7-20】 【資料2-7-21】

このほか、新入生のアンケート調査、留学生を対象にしたアンケート調査、作新祭実行委員会などの全学的学生団体との意見交換、障害を有する学生への聞き取り調査等、必要事案ごとの意見聴取などを実施している。日常的には、学生課が窓口業務を中心に学生との接点を持ちながら、そこで吸収した学生の意見等を学生部委員会として受け止め情報の共有化を図っている。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

大学の中長期計画を軸に、学生サービスや具体的支援について、以下の諸点を中心に積極的に充実・改善していく。

(1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生部委員会と学生課が連携し、現状の問題点および改善の方向と目標を明確し、計画的な取り組みを行う。そのため、各小委員会による検討結果を具体化していくことにより、学生サービスおよび厚生補導の更なる充実を図ることとする。また教学・事務ともに縦割りの組織体制にならないようにするため、学生の視点から見た重要な要素であるワンストップサービス化（窓口業務に限らず入学前から卒業後までのシームレスな連携した対応をいう。）はきわめて重要である。特に学生担任制は、個々の学生を対象に学習と生活の両面にわたるきめ細かな支援と指導を行う観点からきわめて重要であり、更なる充実を図る。

留学生の受入体制については、専門スタッフが中心となって支援しているが、各学部・

研究科と調整・連携しつつ全学的な視点と立場から、留学生を対象とした入試・教育・生活・就職の全般にわたるサポートを包括的に行うことが求められる。将来的に留学生の在籍学生数が増える場合は、スタッフの専任化とともに独立した組織体制として、国際交流・留学生センターに準ずる全学的組織の整備についても検討する。

(2)経済的な支援

本学では、学業優秀者、経済的に苦しい学生や留学生を対象とした奨学金等により経済支援を行っているが、災害時の緊急支援策が未整備であるため、今後検討していく。また、様々な経済支援における効果を検証し、手厚く少ない人数に支援するのか、少ないが多くの人数に支援するのかなど、少ない財源で実情に合った効果的な支援策を検討する。

(3)課外活動支援

課外活動は、顧問教員のかかわりが大きく影響している。課外活動を活発にするためには、顧問教員が活動状況を把握し、積極的な参加と助言が必要である。団体状況の把握と問題点等の報告など、情報を共有する場として顧問会議の実施について検討していく。

また、リーダー研修会の一環として普通救命講習会を実施しているが、グループワークを通して、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）が実行できるようリーダー育成講習会の導入を検討していく。

現在、本学にはボランティアセンターが存在しないため、ボランティア活動の参加には個別に対応している。ボランティア学生の育成は、様々な経験と社会貢献の教育の場として大変重要である。このため、ボランティア情報を集約し、指導を行い、派遣するためには、ボランティアセンターの設置が必要であり検討していく。そこで、社会貢献の意義についてなど理解を深めるための研修会を実施し、イベントを企画することで、地域社会との連携を活発にして社会性を育成していく。

(4)学生相談

保健室および学生相談室等の運営を始め、健康診断や応急措置、健康相談、心療内科相談、生活相談、心的支援、障害支援など多面的なサポートを提供しているが、新たな相談事例と継続事例の増加によって、新規の相談予約が困難となりつつあるので、カウンセリング体制の拡充に向けた検討を進める。また、守秘義務を徹底するために平成 25（2013）年度より開始された守秘義務誓約書への署名を継続する。

(5)心的支援

心的支援およびメンタル面に関する支援は、カウンセリング等相談活動が展開されているが、新規の相談予約が困難となりつつあるので、カウンセリング体制の拡充を検討する。例えばカウンセリングを 2 日から 4 日に増加させるなどの対応が望まれる。次に、コミュニケーションに課題のある学生の居場所となる「れいんぼーさろん」の運営を引き続き大学院心理学研究科と連携し、さらに緊密な運営体制を維持すること、利用する学生数の増加とリピート率を高めるための方策を検討する。

(6)障がい者支援

施設のバリアフリー化が順次進められているものの、全ての建物でバリアフリー化されているわけではないので引き続き充実が求められる。これまで身体障害者や疾病のある学生についてのバリアフリー化は充実しているが、今後の課題は、発達障害のある学生への支援の充実である。特に学習困難、自閉症スペクトラムのある学生への代替方法の手立て

の整備、発達障害（特に自閉症スペクトラム）の就労につなげるためのキャリア教育の充実、大学外のNPO等との連携が考えていく。また、障がい学生支援のための学生ボランティアの活性化を進めていく。また、障害者の権利を保証するためにも合理的配慮に対応できる体制を整備するよう具体的事例を想定した協議の開始に向け検討する。

(7)健康管理・相談

健康管理では、健康診断を受診しない学生が1割程度存在する。未受診学生は何らかの問題を抱えている場合が多く、休学や退学につながる学生も多い。このため、未受診学生については、積極的な保健指導等を行い支援する必要がある。軽度発達障害等によりコミュニケーションが苦手な学生も多く、このような学生の居場所づくりも検討する。

また、最近の学生は問題が起こっても『どこで誰に話をすればよいのか』『相談室の敷居が高い』『事務所は声がかけにくい』など行動に移せない学生がいる。このため、なんでも相談室（コーナー）の設置により、学生課、教務課、キャリア・就職支援課、学生委員、教務委員等いろいろな立場の教職員が関わって対応する場を検討する。

(8)留学生支援

留学生支援では、新入生の支援を目的にチューター制度を導入したが、チューターの確保など課題も多い。また、日本人学生団体と留学生で出身国の紹介パネル作成・展示など国際交流を目的に活動を始めたが、それだけでは日本人学生との交流が深められないため、日本人学生との昼食会を開催するなど、より深い交流ができる場づくりを工夫していく。

(9)学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

「学生の意見等を汲み上げるシステム」については、学生生活アンケート調査以外にも、留学生や全学的学生団体との意見交換を、必要に応じて継続的・系統的に実施する。また、学生に対し学事行事への協力を要請する際、ともに共通の課題を解決する主体であるとの認識を学生と共有し、議論を深めるように、意見反映のシステムを改善する。

年1回実施している学生生活アンケート調査は引き続き継続的に実施するとともに、学生の意見をよりリアルに反映でき、また回収率をさらに高めていくように、調査票および実施・回収方法を工夫する。新入生アンケート調査と留学生アンケート調査も引き続き実施し、時系列的な変化を見ていく。

学生生活アンケート調査の分析結果を踏まえて、既にスクールバスの料金体系を改善したが、その他の学生生活に関する意見の反映に努める。特に、学食・売店の営業時間延長とサービス改善は、学生の要望も強くキャンパス滞留時間を高めるための条件整備として不可欠であり、具体化に向け検討を行う。学生会館の利用を促進させるために、利用しやすい雰囲気と環境を整えると同時に、学生が気軽に滞留できる場所として十分な活用を図る。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

作新学院大学の教員組織は、表 2-8-1 のとおりである。大学の全教育課程における専任教員の数は 54 人である。大学院については、経営学研究科、心理学研究科とも専任教員は学部の専任教員が兼担している。また、総合政策学部は他学部の教員が兼任している。その他、情報センター、地域連携支援センター、大学教育センター、教職実践センター、心理学研究科付属の臨床心理センターは、学部教員の兼務によって運営がなされている。

教員の年齢構成については、経営学部において 61～65 歳の比率が 28%とやや高い。

【資料 2-8-1】この偏りの解消は、該当する教員の定年退職に伴い、新たに若手教員を新任で採用することで改善していく予定である。

各学部・学科の専任教員数は、大学設置基準による必要教員数を満たしているが、学部・大学院において特別任用教員と非常勤講師（客員教員を含め）を任用することにより教育研究の改善と授業科目の充実をはかっている。

(表 2-8-1) 学部・学科・研究科別教員数

学部・学科・研究科		専任教員数	設置基準上 必要専任教員数	兼任 (非常勤教員数)
経営学部	経営学科	27	17	35
総合政策学部	総合政策学科	—	—	—
人間文化学部	人間文化学科	29	8	27
経営学研究科		17*	9*	8
心理学研究科		9*	6*	3
小 計		56	25	73
大学全体の収容定員に応じ定める 専任教員数			18	
合 計		56	43	73

(注) 1. 平成 25 年 5 月 1 日現在。

2. *印の数字は、学部と兼担のため合計には入れていない。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組

【事実の説明】

教員の採用・昇任等に関しては、「作新学院大学教員の採用及び昇任に関する規程」に必要な事項が定められている。【資料 2-8-2】特に人事の手続きについてはこの規程の第 5～7 条に定められている。教員の採用、昇任、特任教員、客員教員の採用については、各学部からの人事の申請を受けて、人事調整会議、運営委員会において審議決定し、運営会議の議を経て採用する。平成 21 年度から、新規の専任採用人事は公募を原則として、採用者は原則として県内在住とし、応募者の書類選考及び人事委員会が面接を行い適任者の候補者を選考することとしている。採用候補者の決定は各学部教授会の議を経て運営会議において決定し、理事会に推薦する。

FD 活動については、主に ESD 委員会が担当し事務局としては学修支援室が担当している。【資料 2-8-3】 ESD 委員会は、教職員が学生に対して行う教授・指導・助言などの教育的活動の技能向上を目的とし、本学の教育力向上に向けた実践的な活動に係る企画及び実施、研修会やシンポジウム及び講演会等の開催、学生による授業評価アンケートの実施、ESD (Educational Staff Development) の啓発活動 (ニュース・活動報告書等の編集・発行) を行っている。

教員評価については、平成 19 年度の教育企画会議に評価の方針について学長案が提示された。その後先行実施大学の事例の調査、教員評価導入と大学の改革改善へのメリット・デメリット等について検討してきたが、平成 25 (2013) 年度には教員評価案を教育企画会議と人事調整会議の合同会議において教員評価案を作成し、運営会議の議を経て全学教授会に提示し、理事会の承認を得た。平成 26 年度を学内周知期間として、教授会等の意見聴取を行い、27 年度から実施する方針である。評価の内容は、勤務態様、授業の実施、研究成果、教学運営への寄与、地域貢献等を主な評価項目として、大学執行部により構成する評価委員会が評価にあたることとしている。【資料 2-8-4】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

教養教育の実施については、教育企画会議において教育方針、方法の骨格について決定し、大学教育センターの教務運営セクションが中心となり各学部教務委員会との調整を経て計画を策定している。運営上の諸課題に対しては、大学教育センターの教務運営セクションが対応し、必要に応じて各学部教務委員会と調整を図っている。本学は全学学生にくけて、共通教育科目として初期導入教育 (基礎ゼミ)、リテラシー (素養) 教育科目 (英語、日本語コミュニケーション、日本語表現、情報リテラシー、スポーツと健康、キャリアデザイン)、教養教育科目 (教養系、言語系、複合系、自主科目、海外研修) を実施している。入学生の大学教育への動機づけ、社会人としての自律態度の涵養を教育目標としている。そのため学生の満足度と教育目標を達成するために多様で多数の教育科目を開講しており、専任教員のみで実施するのは困難であり、非常勤講師にも依存している。

【自己評価】

- ・教員の採用、昇任の規則は明確であり、適切に運用されている。
- ・各学部における大学設置基準上の必要専任教員数に対する現員数は経営学部 17:25、人間文化学部 8:29 であり、現員数が設置基準を大きく超過して設置基準を満たしている。さらに、非常勤講師数が専任の 1.5 倍を超えており、カリキュラムの精選化が必要である。(人間文化学部については、教員免許状授与の教育課程担当教員数に配慮する必要がある。)
- ・専任教員 1 人当たりの学部学生数は、概ね経営学部 20 人、人間文化学部 11 人であり、教育目的に掲げる「きめ細かな教育」を十分に実践できるものと判断する。
- ・新規就任教員に対して ESD,FD 研究会及び研修会を設け、新任教員には教学と大学の管理に関する初任者研修を丁寧に行う必要がある。
- ・教養教育の実施体制は、大学教育センター授業運営部会の実施企画により、経営学部、人間文化学部の専任教員、非常勤講師により適切に開設実施されている。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

(1)教員の確保と適正配置

教員の確保と適正配置の前提として、明確な教育目的及び教育目標にもとづく体系的なコアカリキュラム化が必要であり、これなくしては適正な教員の確保も配置もおぼつかない。以上の観点に立って開講科目を全学的に見直し継続的なカリキュラム改革を推進する。

(2)教員の性別構成と年齢構成

可能な限り女性教員の比率を高めるとともに、若手教員の比率を高め平均年齢の適正化を図る必要がある。そのため教員の任用については、このことに留意した採用に努める。

(3)教員の専任と非常勤の関係

本学は、教育重視の面倒見の良い大学づくりを目指していることから、必修、選択必修等の基幹的科目には専任教員を充てるとともに、日常的な学生への指導や支援に必要な専任教員数を確保する。一方、選択科目、専門的分野、実務実践的分野については、非常勤等の学外教育資源の活用を積極的に行うものとする。

(4)FD・SD研修と教職協働

年間スケジュールを組み計画的・継続的に行うとともに、啓発的・学習的な研修からより実践的な研修や取組へと重点を移すものとする。また教職協働を実質化していくために、教員と職員の協働による研修や実践的取組みを推進していく。

(5)教養教育の円滑な実施と就業力育成の強化

引き続き、大学教育センターの教務運営セクションと各学部教務委員会が連携して教養教育の円滑な実施に努めていく。平成 25 年度より大学教育センターに新設されたキャリア・エクステンション・セクションと就職活動を支援してきたキャリア・就職支援課が連携することによって、教養教育における就業力育成の強化を図っていく。具体的には、平成 26 年度新カリキュラムから必修化されるインターンシップの実施体制の整備や公務員試験講座をはじめとする各種資格取得支援講座の充実を図っていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
授業を行う学生数の適切な管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
事業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

＜校舎・校地＞

本学は栃木県宇都宮市に所在し、併設短期大学と同一キャンパス内に設置されている。校舎・校地の現況については 表 2-9-1 校地・校舎一覧表 のとおりである。これは、大学設置基準において必要とされる校地・校舎面積を十分に満たしている。

【表 2-9-1 校地・校舎一覧表】

区分	収容定員 (人)	校地			校舎		
		基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)	差異 (㎡)	基準面積 (㎡)	現有面積 (㎡)	差異(㎡)
作新学院大学	1,400	14,000	104,660	90,060	8,329.6	26,655	15,475.4
作新学院大学女子短期大学部	260	2,600			2,850		
合計		16,600	104,660	90,060	11,179.6	26,655	15,475.4

①基準校地面積

作新学院大学 収容定員 1400 人×10 ㎡=14,000 ㎡（大学設置基準第 37 条）

共用する学校：作新学院大学女子短期大学部

収容定員 260 人×10 ㎡=2,600 ㎡（短期大学設置基準第 30 条）

②基準校舎面積

学部	収容定員	校舎基準面積	根拠規定
経営学部	920 人	5,354.6 ㎡	大学設置基準第 37 条の 2 別表第 3 イ 経済学関係 (920-800)×1,322÷400+4,958=5354.6
人間文化学部	480 人	2,975 ㎡	大学設置基準第 37 条の 2 別表第 3 ハ 文学関係 2975
合計		8,329.6 ㎡	

共用する学校：作新学院大学女子短期大学部

学科	収容定員	校舎基準面積	
幼児教育科	260 人	2,850 m ²	短期大学設置基準第 31 条 別表第 2 イ 教育学・保育学関係

キャンパス内の管理棟から南側に位置する建物が平成元(1989)年開学当初に建設された、第 1 教育棟、第 2 教育棟、第 1 体育館、情報センター、管理棟、学生福祉棟であり、北側に位置するのが平成 12(2000)年に増築された、第 3 教育棟、第 2 体育館、図書館、中央研究棟、学生会館、サークル棟である。

主な校舎は 3 つの教育棟である。第 1 教育棟には、普通教室のほか、演習室、院生共同研究室、心理学実験室、認知生理心理学実験室等がある。第 2 教育棟には、普通教室や階段教室が設置され、そのほかに演習室、学生ラウンジがあり、学生が講義の合間に休息がとれるように配慮したスペースとなっている。第 3 教育棟は普通教室や階段教室、視聴覚教室、共用音楽室、演習室、ラウンジが設置されている。

主要教室にはマルチメディア装置を利用した授業に対応できるよう、プロジェクター、DVD、スクリーン等が整備されている。マルチメディア装置の老朽化にも対応し、順次入替を実施している。また、バリアフリー化の一環である身障者用トイレの設置については、2012 年度で完了し、各校舎に設置された。また、第 2 体育館入口にスロープを設置、身障者用駐車スペースにカーポートの設置等、バリアフリー化に努めている。

その他の施設としては、管理棟と中央研究棟が学内のほぼ中央にある。管理棟には、総務課をはじめとする大学・法人の主な事務室、理事長室、学長室、副学長室、学部長室、非常勤講師控室、会議室、大学・短大の教職実践センターがある。2013 年 4 月より学生へのワンストップサービスを開始するため、中央研究棟 1 階に教務課、学生課を移転し、キャリア・就職支援室、保健室、学生相談室と一体化を図り学生サービスを充実した。その他、中央研究等 1 階には、パソコン室、大型教室を配置している。上階には、教員の個人研究室、大小の会議室、短大ボランティアセンター、先輩学生による学生相談室(れいんぼーさろん)、学生と教員が気軽に対応できるアトリウム、等を備え、学生の生活に教職員が充分に対応できるようになっている。【資料 2-9-1】

<図書館>

図書館は、大学と女子短期大学部の共用施設で、総面積 5,137 m² (付属施設である多目的ホールを含む)、閲覧席数 321 席、書架収容可能 32 万冊の自然採光構造のバリアフリーに配慮した施設である。【資料 2-9-2】

2011 年 3 月の、「東日本大震災」において、図書館は甚大な被害にあった。2011 年度は、復旧工事の為、本館は開館できず、中央研究棟 2 階会議室に仮図書館を設置した。

仮図書館には、参考図書、絵本、紙芝居、使用頻度の高い資料、新着雑誌、新聞等を選別して、約 8000 冊の資料を配置した。また、仮図書館内には、閲覧席を 10 席程度しか設けることが出来なかった為、隣接するアトリウムを利用することで便宜を図った。復旧工事以外にも、資料の移動作業や、復旧作業等に日数を要したが、2012 年 4 月には、復旧

工事が竣工し、本館を開館した。5月には、「開館セレモニー」を開催し、復旧開館を学内外にアピールした。開館当初は、資料の配置順や、書庫や小部屋等が使用できなかったが、夏季休業を利用し整備したため、10月には完全復旧を果たした。【資料 2-9-3】

資料費年間予算は約 1,840 万円で、年間受入冊数は、図書約 2,500 冊、視聴覚資料約 10 タイトル、雑誌約 1,050 タイトル、電子ジャーナル約 5,900 タイトルである。

現在の蔵書冊数は約 24 万冊、雑誌所蔵数約 5,500 タイトル、視聴覚資料約 7,000 タイトル（紙芝居、ビデオ、カセット、DVD、CD-ROM、マイクロフィルム等）である（平成 24(2012)年 3 月 31 日現在）。またインターネット環境の充実により、電子ジャーナルやオンラインデータベースの利用が可能となり、カリキュラムや研究動向に合わせて図書資料の充実を図っている。2012 年度より、小学校教諭一種免許状取得のための関連資料を、重点的に収集している。

また、貴重図書資料として、

- ・ 不思議の国のアリス [1866 年初版本]
- ・ Jonson's Dictionary [1755 年初版本]

等を所蔵している。

図書館内には、検索用の PC を 7 台設置しているが、それとは別に情報センターやパソコン教室と同じ環境で利用できる PC をグループ学習室（数人での共同学習を可能とするスペース）に 11 台設置しており、多くの学生がレポートや卒業論文作成に利用している。また、毎年新生生オリエンテーション時に、図書館の概要、利用方法などについて詳しく説明を行うことで利用の促進を図っている。平成 24(2012)年度は、新生生向けのガイダンスのほかに、教員からの要望があった場合も含めて、図書館利用ガイダンスを 11 回実施した。

現在、図書館からの情報を、ホームページや学内メーリングリスト等を利用し、学内はもとより、学外への情報発信と提供に努めている。平成 20(2008)年 4 月より、図書館の理解を深め、図書館の利用率の向上を図ることを目的として、図書館広報誌「SAKU らいぶ」の発行を開始し、継続発行している。また、生涯学習の場としても一般開放しており、一般利用者に対し、資料の館内閲覧や複写サービス、貸出しなどの便宜を図っている。希望者には一般利用者用のカードも発行している。平成 24(2012)年度の一般入館者数は 2,181 人、貸出し冊数は 215 冊であった。【資料 2-9-4】

< 体育設備 >

体育施設としては、第 1 体育館、第 2 体育館、グラウンド、テニスコート及び野球場を有している。

第 1 体育館には、バスケットボールコート 2 面（または、バレーボールコート 2 面、バドミントンコート 3 面）を取れるアリーナがあり、その他、トレーニングルーム、ミーティングルーム兼卓球室、更衣室、シャワー室を整備している。第 2 体育館には、バスケットボールコート 1 面（または、バレーボールコート 2 面、バドミントンコート 4 面）を取れるステージ付アリーナがあり、ステージ下には折りたたみ椅子 800 脚が収納されている。また、更衣室、シャワー室、授業やサークル活動に使用するプレー室、ピアノレッスン室（16 室）、音楽室、器楽演奏室が整備され、主に女子短期大学部の学生が使用している。

グラウンドは、陸上競技、サッカー、ラグビー場を兼ねており、1 周 400m の公式トラ

ックが取れるもので、夜間照明設備を整備している。ここは、サッカー、陸上等の各部が利用している。テニスコートには夜間照明のついた全天候型(オムニコート)が3面ある。野球場は、両翼94m、センター126mで、同じく夜間照明設備を整備している。また、平成24(2012)年4月には、雨天ピッチング練習場を増設した。これらの設備では複数のクラブが利用するため、事前に学生課に使用許可申請書を提出させ、混乱が起きないように努めている。なお、大学で各施設を使用しないときは、事前に使用許可申請を出してもらうことで、地域住民へ開放するようにしている。特に、地域活性化を目的としてプロバスケットボールチーム(リンク栃木ブレックス)の練習や栃木県サッカー協会主管の少年サッカースクールへの施設開放を行っている。

<情報サービス施設>

情報サービス施設としては、情報センターがある。情報センターの構成員は、情報センター長(兼任)及び、学修支援室の職員(専任職員2名、嘱託職員2名)である。またセンターの運営方針は、センター長及び各学部2名、女子短期大学部1名、事務局長、学修支援室長の計8名からなる情報センター委員会において審議される。

センターには学生が自由に利用できるオープン利用パソコン95台(講習室および多機能ゼミ室を含む)が設置してあり、すべてのパソコンにおいてワープロ、表計算、プレゼンテーション等のソフトが利用可能となっている。また、専門性の高い教育の実施及び情報関連以外の授業等での利用に対応するため、画像処理、ホームページ作成、プログラミング等のソフトが、一部の機器において利用可能となっている。また、平成24年度より、新たな学内情報サービスシステムの利用を開始し、授業外での学習環境の充実及び連絡事項の迅速化を進めている。平成24年度(2012年度)は196日開館し、述べ26,237人、1日平均述べ134人の学生が利用している。【資料2-9-5】

なお、学内ネットワーク及び各教室の情報機器設備としては、基幹部分のギガビット対応(高速通信)、全施設のネットワーク対応、キャンパス内ほぼ全域をカバーする無線LANの整備、授業用の教室として、パソコン58台を整備したパソコン室(中央研究棟)がある。また、各普通教室への情報機器導入については、プロジェクターとパソコンを段階的に導入している。【資料2-9-6】

<付属施設>

付属施設としては、平成18(2006)年12月に設置された作新学院大学大学院心理学研究科付属の臨床心理センター(「作新こころの相談クリニック」)が、平成22(2010)年に同一校内に移設された。また、学外との共同研究、地域の要求にこたえる活動、「大学コンソーシアムとちぎ」との連携を支えるため平成20(2008)年4月に地域連携支援センターを設置し、そのオフィスが情報センター建屋内に設けられている。

その他、多目的ホールが図書館に併設されている。多目的ホールは、収容人数600人、総面積1072.74㎡の建物で、大型スクリーン、プロジェクター及び音響設備が整っている。平成25(2013)年4月にはプロジェクター及びスクリーンについて、老朽化のため、デジタル対応の機器と交換した。学内外の音楽フェスティバルや講演等にも対応できる照明器具が整備してあることから、高校生の大学訪問、オープンキャンパス、大学主催の各種講演会等、大学の主な行事だけでなく、地域住民等が開催するイベント等にも利用されている。

学生食堂は、学生会館内のもの（約 400 人収容）と学生福祉棟内のもの（約 200 人収容）の 2 つがある。学生会館の 1 階には、購買部（Y ショップ）が設置されている。2 階はラウンジ、ロッカールーム、学生ミーティングルームがある。学生福祉棟には、開学当初から営業している学生食堂がある。

<維持・管理>

大学における教育研究環境の適正な維持管理をすることは、大学運営において重要なことである。維持管理は施設課が担当し、専任職員 1 人と非常勤職員 1 名が携わっている。

施設設備の保守点検業務は外部へ委託している。各教室の日常清掃、ゴミ処理、法令に定められた受水槽、高架水槽の清掃・点検、エレベーター保守、電気設備保守、消防用設備保守点検、蓄熱空調機器保守点検、ガス冷暖房機保守、多目的ホール内の映像音響設備保守点検および舞台照明・機器設備保守点検、情報教育機器保守等の契約を結んでいる。

【資料 2-9-7】

こうした維持管理を効果的に行うため、施設課において施設設備の現状を常に把握し、計画的に維持管理に努めている。2011 年の東日本大震災以後、学内の建物について応急危険度判定を実施し、判定結果に基づき、迅速に修繕等を実施した。【資料 2-9-3】

学内警備については、警備会社と契約しており午前 7 時から午後 10 時までは警備員が常駐し、夜間は機械警備に切り替えている。

2-9-②授業をおこなう学生数の適切な管理

【事実の説明】

授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすることが大学設置基準第二十四条に挙げられているが、教育効果の観点から適正なクラスサイズのガイドラインを作成し、時間割作成の際の基準にすることが必要である。

基礎ゼミナールのクラス編成にあたっては、10～20 人程度になるように配慮している。英語の能力別クラス編成にあたっては、20～40 人程度になるように配慮し、特に初級は少人数になるように配慮している。その他、クラス指定の科目については、各科目の教育効果に配慮し、基礎ゼミナールクラスを 1～3 クラス組合せて編成している。講義科目については、特に履修学生数の管理、調整はしていない。

以上のように基礎ゼミナールや語学、演習系の科目は、多人数にならないように履修クラスを指定するなど履修学生数の適切な管理に配慮している。また、講義科目を含めた 1 クラス当たりの履修者数も 9 割近くのクラスが 50 人未満に抑えられている点も評価できる。また、平成 24 年度に履修者数 200 人を超える必修講義科目が存在したが、時間割配当とクラス指定方法を改善して、平成 25 年度前期には、最多でも 150 人程度に抑えた。

（表 2-9 、図 2-9 参照）

表 2-9- 履修者数別クラス数 (平成 24 年度、平成 25 年度前期)

1クラスの履修者数	H24 前期	H24 後期	H25 前期	備考
1～4 人	57 (15%)	58 (16%)	39 (10%)	
5～9 人	56 (15%)	63 (17%)	64 (17%)	
10～19 人	83 (22%)	82 (22%)	105 (28%)	
20～29 人	73 (19%)	67 (18%)	58 (16%)	
30～49 人	69 (18%)	60 (16%)	60 (16%)	
50～99 人	33 (9%)	28 (8%)	37 (10%)	
100～149 人	8 (2%)	9 (2%)	9 (2%)	
150～199 人	3 (1%)	1 (0%)	2 (1%)	
200 人～	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	
クラス数合計	383 (100%)	368 (100%)	374 (100%)	

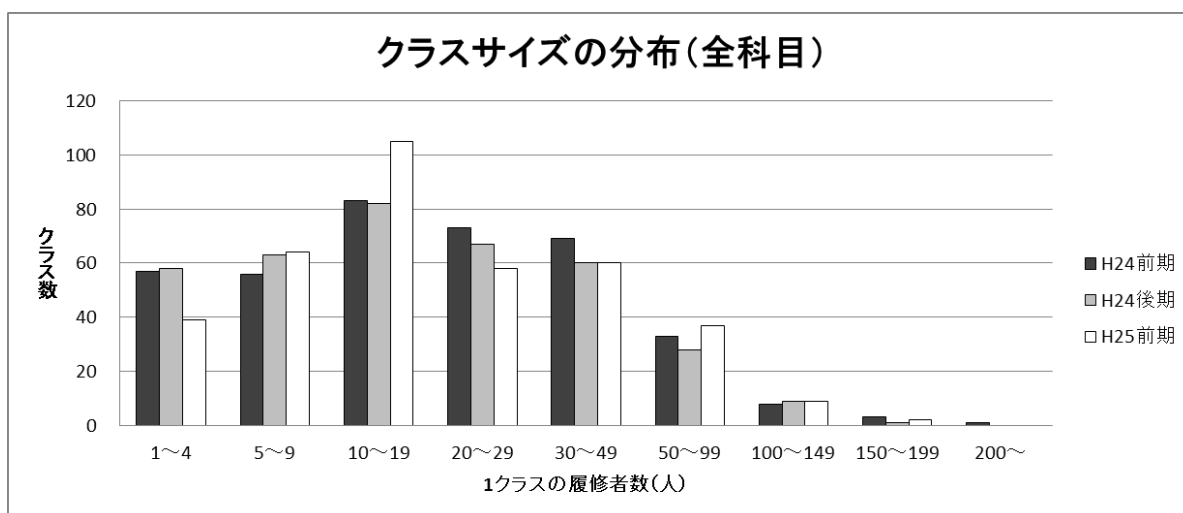


図 2-9 履修者数別クラス数の分布

(3) 2-9 の改善・向上方策 (将来計画)

校地、校舎、その他の施設の面積は、大学設置基準を十分に満たしており、これら施設の維持についても適切に行われている。

(1) バリアフリー化

バリアフリー化が完全ではない施設も残っているため、今後も段階的にバリアフリー化を導入していく。

(2) 情報機器の整備

情報機器に関しては、高度情報化に対応する多種多様な機器によるネットワークの利用及びアプリケーションソフト利用への対策、セキュリティ強化への対策が必要となる。今後は、学内ネットワーク機器類の老朽化に伴い、更新作業を計画的に進めていく。さらに、学生・教職員へのサービス向上及び機能強化のための図書館の情報化の促進、より良

い利用者サービスの徹底を図る。

(3) クラスサイズの適正化

「授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。」(大学設置基準第二十四条)にもとづき、教育効果の観点から適正なクラスサイズのガイドラインを作成し、時間割作成の際の基準にする。

【基準2の自己評価】

本学では、建学の精神及び理念・目的にもとづく3つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)に沿って、受入体制、教育課程編成、単位認定、修学・生活・キャリア形成支援、教育環境整備を進めている。また、こうした取組みについては、PDCAサイクルにもとづく経常的な改善・改革により教育の質保証に努めている。この下で、更なる改善・向上に向けた課題は明確にされているとともに、取組みの成果を確認することもできる。今後は、各項目の改善・向上方策に着実に取り組み、眼に見える成果として確実なものにしていく。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

本法人の経営の規律と誠実性は、「学校法人船田教育会寄附行為」に基づき維持されており、同寄附行為第3条においてこの法人は、「博愛精神に則り、教育基本法及び学校教育法に従い、「作新民」の精神に立脚する学校を設置し、教育事業を行う。設置校は、常に自己を新しくし、社会に貢献する人材の育成を目的とする。」と目的を定めている。【資料3-1-1】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

各設置校においては、「作新民」の精神に則り、各学則の第1条に、「組織と人間に関する幅広い教養と実践的な専門性を授け、もって持続可能な社会の創造に挑戦し、

未来を切り拓く人材を育成することを目的とする。」（大学）、「高潔な人格と確乎とした識見を養い、時代の要請に応え、実際の職業に即応する有能な人材を育成することを目的とする。」（短期大学部）と定め、より具体化した目的の実現への継続的努力をしている。【資料3-1-2】【資料3-1-3】

3-1-③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

【事実の説明】

寄附行為第3条の前段で「博愛精神に則り、教育基本法及び学校教育法に従い」と謳っており、法令遵守を明確にしている。又、「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教員倫理綱領」において教員としての義務と責任を基本的な理念として掲げ責務を果たすための指針とした。（1. 私立大学教員としての倫理、2. 所属大学に対する倫理、3. 学生に対する倫理、4. 同僚に対する倫理、5. 社会に対する倫理）

コンプライアンスに関し、本法人の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的として「学校法人船田教育会コンプライアンス規則」を定めている。公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、公益通報者の保護、公益通報の処理等を「学校法人船田教育会公益通報者保護規則」により規定している。

諸規程は遵守すべき法令、基準等に基づいて準拠する形で適宜検討し制定することとしている。【資料3-1-4】【資料3-1-5】【資料3-1-6】

3-1-④環境保全、人権、安全への配慮

安全の配慮として、東日本大震災、情報インシデント等を教訓に危機管理について、「学校法人船田教育会危機管理規則」、「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部危機管理規程」を見直した。発生する様々な事象に伴う危機に、リスク管理及び危機管理の体制並びに対処方法を想定し、法人と大学・短大部の役割を明確にした。【資料3-1-7】【資料3-1-8】

人権に関する配慮として、「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」を定め、学生、教職員のハラスメント等の防止及び排除に努め迅速かつ適切に対処している。【資料3-1-9】【資料3-1-10】

3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

情報公開については、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、「学校法人船田教育会情報公開規則」を新たに策定し財務情報及び教育に関する情報の公開を規定した。又、ホームページ上で公開していた財務情報、教育情報等をWEBに「情報公開について」に集約し、一元化を図ったことにより、容易に公開情報へのアクセスが可能となった。

【資料3-1-11】

また、平成26年4月から稼働する大学ポータルに参加することを決めており、ステークホルダーへの情報開示を進める。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人船田教育会の中長期目標の策定を受け、法人と教学が5年～10年にわたる中長期的な展望を共有し基本政策及び推進を行い目的の実現への継続的努力をしていく。そのため、学内に「中長期計画策定WG」を設置し、教職協働による検討にもとづき中長期目標の達成に向けた中長期計画を策定する。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

当法人は、「学校法人船田教育会寄附行為」において、「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」（第12条）と定めており、理事会を法人の意思決定機関と位置付けており、「理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。

常務理事は、理事長を補佐し法人の業務を分掌する。定例理事会は5月、10月、3月に開催し、随時、臨時の理事会を開催している。常勤理事で構成される常勤理事会を設置し、理事会の授権を受けた法人の業務に関する重要事項等について審議、決定している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法に則り、寄附行為において理事会を最終的な意思決定機関と位置付けており、法人の使命・目的達成に向けて戦略的意思決定ができる体制となっている。その下で常勤理事会は毎月開催され、法人の業務に関する重要事項を審議し、理事会に上程される課題について迅速に対応しているが、今後も戦略的な意思決定が円滑に行える体制づくりを継続的に進めていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

①学長

学長は理事会で決定された方針に従い、大学学則に則り大学を統督し、校務をつかさどる権限を有するとともに責任を負っている。【資料 3-3-1】

大学は、理事会で意思決定された業務執行にあたる責任を負っており、大学の代表者である学長が、大学の最高意思決定機関である運営会議を招集し、学内の意見等を調整しながら業務執行にあたっている。【資料 3-3-2】

学長が業務を執行する上で必要な企画や学内の意見調整を行うために、副学長を置き、学長を補佐する体制を整えている。【資料 3-3-1】

副学長は、学長から諮問を受けた中長期目標を策定する大学改革会議の座長を務めている。

②運営会議

運営会議は、大学運営全般に関する重要事項を審議及び決定し、円滑な遂行を図るためにおかれている。このことは学則第50条に規定されている。【資料 3-3-1】

運営会議のメンバーは、学長の他、副学長、各学部長、大学教育センター長、学生部長、キャリア・就職支援部長、入試・広報部長、図書館長、各研究科長、事務局長で組織されており、大学全体の意見が反映された審議を行われるようになっている。学長は、運営会議で審議決定された案件を、全学教授会で周知とともに常勤理事会、理事会に上申する意思決定の流れが周知徹底されている。

③全学教授会、教授会、研究科委員会

全学教授会は学長が主宰し、議長となることが規定されており、運営会議の報告及び連絡調整、各学部に通ずる教育課程の編成と運用に関する事項、大学の将来計画に関する事項等が審議されている。【資料 3-3-3】

各学部教授会は、各学部長が招集し、議長となり、学部独自の教育課程及び授業、教員の人事、諸規定の制定及び改廃、学生の身分に関する事項、試験並びに卒業に関する事項等を審議することが規定されており、学部長は、学部間で調整が必要な事項を運営会議に付託し、学部で議決された事項は学長に報告しなければならない。【資料 3-3-4】

【資料 3-3-5】

大学院研究科では、各研究科長が各研究科委員会を招集し、議長となることが規定され、各研究科の教育と研究に関する事項を審議することになっており、研究科長は、審議の結果を学長に報告することになっている。【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】

④教育企画会議、大学教育センター

運営会議のもとに、教育企画会議及び人事調整会議を置き、教育の基本方針及び人事の基本方針を策定するほか、教育課程全体の制度設計、科目担当者の配置、大学教育センター、各学部、各研究科の全学的調整に関する事項を審議している。議長は学長または副学長が担当し、決定事項は運営会議に上申され決定される。【資料 3-3-8】【資料 3-3-9】【資料 3-3-10】

大学教育センター（以下「センター」という。）は、教育企画会議が定める方針に基づき、全学体制による共通教育の企画・実施、全学的な教務事務の管理運営、大学教育に関する調査・研究・開発・改善、キャリア教育等の企画・実施及び教育企画会議に対

する補佐を行い、教育の質を保証し、高めることを目的としている。センターには教務運営、企画開発、キャリア・エクステンションの3つのセクションを置き、それぞれ副センター長が管理統括している。センターの組織と業務を運営管理するためにセンター運営委員会をおき、委員長にセンター長を充てている。【資料 3-3-11】

【自己評価】

以上のように、理事会で決定された方針に基づき、各会議体及び組織の長に周知される体系を整えており、それぞれの会議体が持つ機能が明確にされており、連携協力のもとに意思決定、目的達成のための教育研究活動を導くための基本的な枠組みは整備されていることは評価できる。つまり、大学の最高審議機関である運営会議で決定された方針に基づき、教授会、研究科委員会において、教育研究を遂行する機能分化の基本的枠組みが整備されており、学長のリーダーシップを発揮しやすい体制を整えている。この体制を維持していくことがこれからの大学改革を推進する上でも重要なことである。学長は、大学の意思決定と、業務執行のリーダーとして、その責務を十分に果たしていると評価できる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く社会情勢は変化が激しく厳しいものがあり、迅速な意思決定が求められる。学長のリーダーシップが発揮できるよう、副学長、事務局長をはじめとする各役職者間のコミュニケーションを密にし、学長補佐機能の充実を図る。そのために政策協議の場として「学部長会議」の設置を検討するなど政策協議の活性化を進める。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

学院の最高意思決定機関である理事会の構成員は、「学校法人船田教育会寄附行為」第7条に、大学学長1人、短大部学長が規定されている。また、評議員会においても、同じく第24条には、大学学長、短大部学長、経営学部長、短期大学部科長がその構成員として選任されており、大学短期大学部事務局長は、理事、評議員の構成員となっている。

法人側と教学側が協議した上での意思決定ができるようになっている。

学校法人船田教育会常勤理事会設置規則に基づく常勤理事会においては、理事長、常務理事、大学・短大学長、大学事務局長が構成員となり、原則毎月1回開催している。教学に関する事項、重要な規程改正、学院全体の将来計画や財政検討など理事会の協議事項については、教学の最高意思決定機関である運営会議により諮られる。運営会議には、学長、副学長、学科長、研究科長、各学部長、大学教育センター長、学生部長、図書館長、入試・広報部長、キャリア就職支援部長、短期大学科長、大学短大事務局長がメンバーとなっており、経営側からは、理事長、常務理事（法人事務局長）が加わっている。法人側と教学側が協議した上で常勤理事会に上程し、理事会で決することとなっている。これは各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化に大きな役割を果たしている。

【資料3-4-1】 【資料3-4-2】

3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

本学院のガバナンスは、「学校法人船田教育会寄附行為」第8条に基づき、2人の監事を選任し、第16条に基づき、法人の業務及び財産の状況等について監査を実施している。又、「学校法人船田教育会監事監査規則」により、監査の目的等を明確にしている。

監事は理事会へ出席して意見を述べることにより、理事会に対するチェック機能が働いている。評議員会は、「学校法人船田教育会寄附行為」第26条に基づき設置され、予算、借入金、基本財産の処分事業計画等、重要事項について諮問がなされこの法人の業務もしくは財産の状況等役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答える、又は報告を徴することができることとされており、同第26条に基づき、大学学長1名、短期大学部学長1名（学長を兼ねている場合は1名）この法人の設置する学校に10年以上勤務している教職員のうちから理事会において選任した者2人、この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者2人、この法人に特別な関係がある功労者のうちから理事会において選任した5人、学識経験者のうちから、理事会において選任した者11人の21名で構成されている。構成員のうち、外部評議員を13名選任することにより諮問機関としての役割の他、理事会との相互チェック機能をはたしている。【資料3-4-3】

【資料3-4-4】

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

ボトムアップの機能として、諸事項は委員会等で検討され、重要事項等教学全体にかかわることは、運営会議に上程され審議される。決定事項は常勤理事会の審議を経た後、評議員会で意見を聞き理事会によって決することとなっている。

理事会、大学運営会議で承認された事項については、全教員及び事務局課長以上が出席する全学教授会で周知が図られる。また、理事長は年始にあたり、学長は年始及び年度初めに、それぞれ大学・短期大学の運営、教学の所信を全教職員に口頭により表明している。

【資料3-4-5】 【資料3-4-6】

事務局長が主宰し定期的開催される課長会に学長、副学長が参加し諸問題について検討している。また、理事長主宰の課長会を原則毎月開催し、直接理事長に各課の現状報告と問題解決への提案ができる体制をとっており、理事長が法人内の諸業務を把握できるこ

とで法人全体の運営に活かされている。

常勤理事会、運営会議には、理事長、常務理事、学長、大学短大局長等、法人及び教学関係、が出席している。意志決定の円滑が図られると同時に、相互間チェックの機能の役割を果たしており、理事長、学長がリーダーシップをとれることとボトムアップができる体制となっている。また、中長期目標の理事会決定に伴い、具体的な中長期計画策定に着手し若手 WG メンバーを中心にボトムアップ方式により作業を進め教職協働による具体的な中長期計画の検討を開始している。【資料 3-4-7】 【資料 3-4-8】

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

制度面は整備され、法人部門と教学部門は緊密に連携されており、意志決定のプロセス、客観性においても明確である。さらに本学の教学の改革改善の円滑な推進が図れるよう運営に多様な意見を取り入れ、継続的な発展を担保する制度改革を検討し目指すべき将来像をより明らかにする。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務執行の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

法人の事務組織編成は、法人全体の管理運営を所掌する法人事務局、作新学院大学と作新学院大学女子短期大学部の管理運営を所掌し、教育・研究を支援する作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部事務局（以下「大学・短期大学部事務局」）を置いている。

【資料 3-5-1】

法人事務局には、総務課、経理課及び施設課をおき、法人局長、次長、総務課長の 3 人で業務を担当しているほか、大学・短期大学部事務局の兼務で業務を担当している。

大学・短期大学部事務局には、事務局長のもとに、総務課、施設課、会計課、入試・広報課、教務課、学生課、キャリア・就職支援課、図書課及び学修支援室をおき、それぞれ、課長（室長）をおいている。各課には、課長（室長）のもとに課長補佐、係長、書記、書記補、図書課には司書、司書補を必要に応じて適切に配置し、管理運営、教育研究の支援組織として整備しており、各課長（室長）の責任において業務執行している。

【資料 3-5-1】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

法人事務局長は、理事長の命を受けて法人事務を総括し、所属課長を指導監督して所管事項を掌理している。大学・短期大学部事務局長は学長の命を受けて大学・短期大学部事務を総括し、所属課長を指導監督し所管事項を掌理することになっている。課長以下も同様に定められている。【資料 3-5-1】

法人事務局及び大学・短期大学部事務局各課の事務分掌は、具体的に規定されており、それに基づいて業務執行を行っている。【資料 3-5-1】

さらに、大学・短期大学部事務局長の指示により、各課各事務分掌の担当者を明確にするために、各業務の複数担当者を課長のもとで定めており、責任の所在を明確にしたうえで、業務遂行を円滑にし、効果的な執行体制が確保されている。

大学の使命・目的を達成するために、大学運営会議のもとに教育企画会議規程、人事調整会議規程、大学教育センター規程、地域連携支援センター規程、教員養成カリキュラム委員会規程、入試・広報部委員会規程、大学評価委員会規程、国際交流・留学生委員会規程、キャリア・就職支援委員会規程、情報センター委員会規程、ESD 委員会規程、図書館委員会規程等に基づく全学的な委員会を配置し、教員のほか担当事務部署の課長他職員が構成員として参加し、委員会等の決定事項が関係部署に遅滞なく伝わり、教育研究活動を教員と職員との連携により協働で執行し、推進する役割を果たしている。【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】【資料 3-5-7】【資料 3-5-8】【資料 3-5-9】【資料 3-5-10】【資料 3-5-11】【資料 3-5-12】【資料 3-5-13】

本法人の事務業務の執行は、理事長及び常務理事の指揮監督の下、法人事務局、大学・短期大学部事務局の各事務局長が適切に管理している。法人事務局長、大学・短大事務局長は、理事会及び評議員会の構成員として、審議に加わるとともに、決議決定事項を速やかに所管する各部署に伝達し、その執行を管理している。大学・短期大学部事務局では、毎月曜日に朝礼を行うほか、第1月曜日、第3月曜日に課長会を開催し、理事会、常勤理事会の決定事項の他、行事等の情報共有、各種委員会等の審議事項を報告し課長をとおして全職員に周知している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

職員の資質・能力向上のために ESD 委員会を設置し、教員の FD 活動と並行して職員の能力向上策として、夏季休業期間を利用して3回のSD研修会を大学・短期大学部事務局長の主導で実施したほか、私学研修会や私立大学情報教育協会等の主催による外部研修会に関係部署の職員を派遣している。【資料 3-5-14】

法人事務局では、新採用職員に対して、初任者研修を実施し、円滑に業務に入れるよう指導している。また、事務職員には、目標管理の他、公正かつ適切な人事処遇を行うために人事考課を年1回実施し、課長による部下の面談を通しての指導、問題解決の助言を行い、モチベーションの維持向上を図っているほか、大学・短期大学部事務局長による課長の面談を通しての指導や各課の状況把握により人事異動の際の参考としている。人事考課で好成績を挙げたものには、待遇面で配慮している。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

(1) 職員相互の意識改革

前回の第三者評価（平成 21 年度）で課題であった、学生のためのワンストップサービスは、平成 24 年度末に教務課及び学生課を管理棟から中央研究棟へ移動し、キャリア・就職支援課と廊下を挟んで向かい合わせとなることで実現した。さらに業務遂行の機能性を高めていくために、お互いの業務を理解しあう職員相互の意識改革を進めていく。

(2) SD 活動の PDCA サイクル

本法人としては、職員の資質向上について、中長期計画の重要な課題としていく。教職協働と言いつつも、職員力が十分とは言えない現状を改善し、改革意思、危機意識を統一し、合意形成力やコミュニケーション能力を持つ職員の育成を行う。また、積極的に大学改革に取り組める職員の資質、能力を向上させるために、SD 活動の PDCA サイクルを徹底し、その成果を大学の活性化に繋げていく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

本学は、平成 23（2011）年度より新財政 4 カ年計画（平成 23～26 年度）を作成し、本計画に基づく財務運営を行っている。【資料 3-6-1】当初 2 年間（平成 23、24 年度）は、東日本大震災に係る補助金増加等の特殊要因はあったものの、平成 24（2012）年 1 月からの基本給与の大幅削減（教員 15%、職員 5%）、経費支出予算の厳格な執行等の施策により帰属収支差額は中期計画を達成した。ただし、平成 25（2013）年度までは、入学者数の減少傾向は続いており、帰属収支差額の支出超過が継続している。（表 3-6-1）

（表 3-6-1）在籍者・帰属収支差額の推移（法人合計）

（単位：人、百万円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
在籍者	1,259 人	1,262 人	1,210 人	1,200 人
大学学部入学者	224 人	227 人	209 人	187 人
帰属収支差額	△15,238	△196	△113	N. A
同上（中期計画）	—	△352	△314	△206

（注）在籍者数は、各年 5 月 1 日現在。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

収支均衡のためには、学生数増加による収入増加が必須であり、学生のニーズを把握し満足度を高めるべく、学部改組及び入試広報活動の強化に取り組んでいる。

学部改組については、平成 26 (2014) 年度から経営学部を 2 学科体制に変更し、新たにスポーツマネジメント学科を新設する予定。入試広報活動に関しては、スポーツに関心のある学生を取り込むべく、女子バドミントン部の創設 (平成 26 (2014) 年度) の準備に取り掛かっており、当該部の監督候補者を平成 25 (2013) 年度より嘱託職員として採用した。

【自己評価】

(外部資金の導入状況等)

寄付金については、平成 24 (2012) 年度実績は 54 万円と極めて低い水準であることから、平成 25 (2013) 年度中に寄付金募集の活性化を図るべく、同窓会や地元企業等への募集活動を定期的実施する仕組みづくりに取り組むこととしている。

科学研究費補助金については、平成 24 (2012) 年度科学研究費は 7 件 6.7 百万円を獲得したものの、未だ十分でなく、引き続き申請件数を増やしていくための勉強会を実施し、獲得額の増加に注力している。【資料 3-6-2】

資産運用は元本保証の金融商品 (定期預金) で運用しており、大幅な運用収益増加の期待は見込めないものの、平成 25 (2013) 年度に借入金の条件改善 (金利をほぼ 1 % 引下げ) に成功し、借入金利息支払の負担を大幅に軽減することができた。

(3) 3-6 の改善・向上方策 (将来計画)

財務計画の前提となる中長期目標については、平成 24 (2012) 年度後期から理事会の委嘱を受けた作新学院大学運営会議において検討を重ね策定を終えた。今後、平成 26 (2014) 年度中に、それに基づく具体的な項目別プログラムとして中長期計画を作成する。教学面の改革実行に向けた工程表の作成とともに、財務面においては学部別の入学者数の計画を教職員の合意のもとで作成し、その目標に向かって努力していく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

本法人の会計処理は、予算・執行・決算並びに日常業務について会計基準【資料 3-7-1】・経理規程等【資料 3-7-2】【資料 3-7-3】【資料 3-7-4】に則り適正に行われてい

る。【資料 3-7-5 計算書類（決算書）】 また、止むを得ない予算転用や予備費使用については都度稟議し理事長が決裁しており、予備費で対応できないものは予算補正も適正に行っている。【資料 3-7-6】

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

本学では、公認会計士（監査法人）による会計監査【資料 3-7-7】と監事による監査【資料 3-7-8】を行っている。公認会計士とは監査契約を結び、年間で延 30 日程度の監査を受けている。日常的会計処理や会計帳簿書類等についての定期的監査のほか、学校運営について理事長からその方針や将来構想等の聴取も行われている。

【自己評価】

会計処理及び会計監査体制の整備と厳正な実施が適正に行われている。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人からの指摘事項／指導事項を踏まえ、それらを翌年度の会計処理に活かし、より適正な会計処理を実践していく。また、監査の実効性を更に高めるため、監事監査規則【資料 3-7-9】に則った厳格な監査実施を徹底していく。

[基準 3 の自己評価]

経営・管理体制については、上記のとおり適切に運営されていると認識している。財務基盤と収支については、未だに収支均衡には至っていないことから、引き続き学生確保に最大の努力を払う必要があると認識している。今後、新たに作成する中長期計画に基づき、平成 27（2015）年度スタートの中期財務改善計画を策定する予定である。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

本学では、平成 4(1992)年に「作新学院大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、「作新学院大学自己点検・評価委員会」を発足させた。平成 19(2007)年には、第三者評価の受審に備えて委員会を強化することとし大学評価委員会として発展的に改組した。同委員会

は、学則第4条「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、別に定めるところにより、自ら点検及び評価を行うものとする。」に基づいて設置され、委員会規程の第2条に「委員会は、本学の自己評価の在り方及び教育・研究活動の状況を点検し評価することを目的とする。委員会は本学における教育研究の環境の改善と水準の向上を図り、魅力的で活力に富む特色ある大学づくりに資するため、組織的かつ継続的に自己点検評価を行い、もって大学の社会的責務を果たすことに努める。」と規定している。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

大学評価委員会は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、ESD 委員会委員長、各学部（研究科を除く。）から選出された教員各 1 名、事務局長、その他学長が必要と認める者から構成されており、バランスの取れた構成となっている。また、委員会の下には大学評価ワーキンググループ（以下「大学評価 WG」という）があり、評価書作成の調査と資料を収集し、実作業に当たっている。メンバーは各学部の自己点検・評価委員及び学長が委嘱した者で、自己評価書を構成するために必要なメンバーとしての、教員・事務職員が選抜されている。大学評価委員会の大半の構成員が運営会議の委員を兼ねているため、運営委員会の議題において大学評価委員会の課題に関連する事項がしばしば審議されることもあり、大学評価委員会の本来の役割である自己点検・評価について運営会議が荷担する側面もあり適切な対応が必ずしも十分でなかったことは、今後の改革が必要である。

一方、事務系職員においては、大学・短大事務局長が主宰する課長会を各週定例として開催し、大学の教学・管理運営に関わる実務的な課題を共有し、全学的な視点からスピードを持って協働し解決にあたり大学の日常業務の円滑な運営に貢献している。常任理事、学長が常時出席しており、課長会の提起を受けて必要な事項は理事会・運営会議に諮り解決にあたることとしている。【資料 4-1-4】

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

自己評価報告書が作成されたのは、平成 20(2008)年 3 月（平成 19 年度自己点検評価報告書の目次と概要を大学ホームページ上に掲載）、平成 21(2009)年 3 月（平成 20 年度自己点検評価報告書を大学ホームページ上に掲載）、平成 22(2010)年 3 月（平成 21 年度作新学院大学自己点検・評価報告書。日本高等評価機構の評価を受審。評価結果報告書とともに大学ホームページ上に掲載）である。その後、自己点検・評価で明らかになった問題点を PDCA サイクルにより分析と改革を進める方針は個別の実施においては十分な効果を上げるには至らないまま現在に至っている。その理由のひとつとして、平成 22 年度及び平成 26 年度の二度にわたる経営学部の改組再編、平成 24 年度の間人文化学部の改組改革において、本学の教学の改革と改善に多くのエネルギーを投入したことが上げられる。本学にとってこれらの学部改組は自己点検の PD であり、これを評価し CA につなげることが課題としてげられる。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA サイクルと自己点検評価書は表裏一体のものであり、PDCA サイクルを円滑かつ効果的に回していくために必要となる所要の改善を進める。そのうえで、本評価書の完成後、1年をめどに、改善・向上方策を継続的に実施する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

大学評価に用いるエビデンスは、事務局で管理している学生・教職員に関する基礎データ、規程類、ESD 委員会で実施する授業アンケートや学生部委員会で実施する学生生活アンケートなどの集計データをはじめとして、学内外に発信している文書類であり、その客観性は十分に担保されている。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

自己点検・評価の最初の作業は大学評価 WG によって行われる。各評価項目の担当者はその評価項目に関係のある委員会の教員や事務組織の職員であり、現状把握のための調査やデータの収集・分析の第 1 段階はここで行われる。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

4-1 で述べたように、点検と評価の内容については大学評価委員会及び大学評価 WG によって検討される。これらの結果は運営会議での審議、さらには全学教授会での報告によって全教員に周知され、共有されている。最終的に、自己点検・評価報告書は大学ホームページで掲載され、社会へも公表されることになる。【資料 4-2-3】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の仕組みは十分整っているため、今後は持続的な PDCA サイクルとして機能するよう着実に運用していく。本評価書完成後、1年をめどに改善・向上方策を継続的に実施し、その成果およびプロセスについて自己点検・評価を行う。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を概ね満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

平成21(2009)年度に日本高等教育評価機構の第三者評価を受審して「認定」をいただいたあと、その時の指摘事項について具体的な改善・向上方策を提示しその実現に向けて動き出した。第三者評価結果を大学改革につなげていく体制を強化し、自己点検評価のPDCAサイクルを機能させ始めたが、自己評価書の形での総括をしないままになっている。

今回、平成27年度に日本高等教育評価機構の第三者評価の受審を目指し、改めて、自己点検評価を含むPDCAサイクルを確立する。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

前述した自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みを改善し機能させ、平成27年度の日本高等教育評価機構の評価の受審を目指す。

【基準4の自己評価】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価のための大学評価委員会と自己点検評価書の作成のためのWGが設置され、体制は整備されている。

エビデンスは学内外で発信されているもので構成され、WGの担当者によって収集される。自己点検・評価の結果は大学ホームページ上で公表されている。

自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みについては、現在、組織的には十分に機能していないので、平成27年度の日本高等教育評価機構の評価の受審を目指し、機能させていく。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

（該当項目自己評価記載なし）

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	

【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人船田教育会寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	CAMPUS LIFE 2013[規程集] （作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部：電子化） 作新学院大学大学院経営学研究科履修規程 作新学院大学大学院心理学研究科履修規程	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	作新学院大学学則	
	作新学院大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	平成 25 年度作新学院大学 学生募集要項	
	平成 25 年度作新学院大学大学院経営学研究科 学生募集要項 平成 25 年度作新学院大学大学院心理学研究科 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	CAMPUS LIFE 2013 （作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部） 経営学部履修要項	
	人間文化学部履修要項	
	平成 24 年度作新学院大学シラバス（ホームページ）	
	作新学院大学大学院経営学研究科履修要項	
	作新学院大学大学院ビジネススクール シラバス抜粋	
	作新学院大学大学院心理学研究科履修要項 作新学院大学大学院心理学研究科授業科目	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 24 年度 学校法人船田教育会事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 22 年度 学校法人船田教育会事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ	
	キャンパスマップ	

【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人船田教育会 規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	平成 24 年度 理事・評議員・監事名簿 平成 23 年度 理事会・評議員会の開催状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	大学学則、大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-2】	大学案内	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-1-3】	学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 1-1-4】	学生便覧（「CAMPUS LIFE」）、履修要項	【資料 F-5】に同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	大学学則、大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-2】	大学学則	【資料 F-3】に同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	大学学則第 50 条、第 51 条	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-3-2】	作新学院大学教授会規程（8 ページ）	
【資料 1-3-3】	作新学院大学経営学研究科委員会規程（8 ページ）	
【資料 1-3-4】	作新学院大学心理学研究科委員会規程（8 ページ）	
【資料 1-3-5】	大学案内	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-3-6】	大学ホームページ http://www.sakushin-u.ac.jp （8 ページ） （学校案内⇒建学の精神）	
【資料 1-3-7】	学生便覧（「CAMPUS LIFE」）、履修要項	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-8】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 中長期目標 （8 ページ）	
【資料 1-3-9】	平成 22 年度経営学部設置届出書（文科省提出説明文）	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学ホームページ http://www.sakushin-u.ac.jp 学校案内⇒アドミッションポリシー	【資料 1-3-6】に同じ
【資料 2-1-2】	大学案内	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-1-3】	学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-4】	中国現地入学試験（4 月入学）案内（12 ページ）	

	中国現地入学試験（10月入学）案内	
【資料 2-1-5】	学校法人調査員による調査結果に基づく改善状況報告 （25年7月文科省提出）（13ページ）	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-2-2】	作新学院大学教育企画会議規程（15ページ）	
【資料 2-2-3】	履修要項	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-4】	大学 Web ページ (http://www.sakushin-u.ac.jp/about/c_policy.php)	【資料 1-3-6】に同じ
【資料 2-2-5】	大学院学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-2-6】	作新学院大学・作新学院女子短期大学部 ESD 委員会規程 (19 ページ)	
【資料 2-2-7】	FD 関連研修会記録（ESD 委員会報告）（19 ページ）	
【資料 2-2-8】	授業評価アンケート要領、アンケート用紙（学生用、教員用） (19 ページ)	
【資料 2-2-9】	ESD ニュース（19 ページ）	
【資料 2-2-10】	経営学部履修規程、人間文化学部履修規程	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-11】	シラバス作成のガイドライン（19 ページ）	
【資料 2-2-12】	教職実践センター規程（17 ページ）	
【資料 2-2-13】	経営学研究科履修規程、心理学研究科履修規程	【資料 F-5】に同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	「CAMPUS LIFE」冊子	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-2】	オリエンテーション関連資料（21 ページ）	
【資料 2-3-3】	学外オリエンテーション資料（21 ページ）	
【資料 2-3-4】	履修登録関連資料（21 ページ）	
【資料 2-3-5】	保護者懇談会の資料（22 ページ）	
【資料 2-3-6】	情報センターSA 現況（22 ページ）	
【資料 2-3-7】	オフィスアワー時間割表（22 ページ）	
【資料 2-3-8】	学生担任に関する規程（24 ページ）	
【資料 2-3-9】	各学部担任制内規（24 ページ）	
【資料 2-3-10】	人間文化学部担任指針、 経営学部「学生担任」業務内容の手引き（24 ページ）	
【資料 2-3-11】	教務委員会、学生部委員会の学生面談関連資料（24 ページ）	
【資料 2-3-12】	コミュニケーションが不得意な学生への支援に関する提案書 —学長宛て「れいんぼーさろん」（企画書）—（24 ページ）	
【資料 2-3-13】	留学生の日本語教育 資料（25 ページ）	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	経営学部履修規程	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-3】	人間文化学部履修規程	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-4】	履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-5】	大学院学則	【資料 F-3】と同じ

2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	履修要項	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-2】	「キャリアデザイン1・2」シラバス (31 ページ)	
【資料 2-5-3】	「インターンシップ」シラバス (31 ページ)	
【資料 2-5-4】	大学案内	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-5-5】	「公務員受験対策講座」案内 (31 ページ)	
【資料 2-5-6】	「学内合同企業説明会」案内 (31 ページ)	
【資料 2-5-7】	「学内合同企業説明会」参加企業一覧 (31 ページ)	
【資料 2-5-8】	「学生個別面談」案内 (31 ページ)	
【資料 2-5-9】	2012 年度企業訪問予定及び実績表 (31 ページ)	
【資料 2-5-10】	就職相談室等の利用状況 (32 ページ)	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	国語基礎力調査結果 (34 ページ)	
【資料 2-6-2】	英語プレースメントテスト問題および1年生クラス分け (34 ページ)	
【資料 2-6-3】	英語到達度テスト問題および2年生クラス分け (34 ページ)	
【資料 2-6-4】	授業評価アンケート用紙 (34 ページ)	
【資料 2-6-5】	授業評価アンケート集計結果 (34 ページ)	
【資料 2-6-6】	経営学研究科 授業評価アンケート用紙 (34 ページ)	
【資料 2-6-7】	シラバスの記載方法の周知書類	【資料 2-2-1】に同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生の厚生・指導に関する規程 (36 ページ)	
【資料 2-7-2】	体育協議会規程 (36 ページ)	
【資料 2-7-3】	大学事務局部署・職員一覧(学生課) (36 ページ)	
【資料 2-7-4】	国際交流・留学生委員会規程 (36 ページ)	
【資料 2-7-5】	特待奨学金及び学業特待奨学金選抜規程 (37 ページ)	
【資料 2-7-6】	船田特別奨学金規程 (37 ページ)	
【資料 2-7-7】	後援会応急特別奨学金貸与規程 (37 ページ)	
【資料 2-7-8】	特待奨学金及び学業特待奨学金選抜規程 (37 ページ)	
【資料 2-7-9】	外国人留学生の家賃補助制度に関する規程 (37 ページ)	
【資料 2-7-10】	課外活動団体一覧 (37 ページ)	
【資料 2-7-11】	学生会会則 (37 ページ)	
【資料 2-7-12】	学生表彰規程 (37 ページ)	
【資料 2-7-13】	キャンパスライフ支援室規程 (38 ページ)	
【資料 2-7-14】	困ったときの相談ガイドリーフレット (38 ページ)	
【資料 2-7-15】	学校感染症集団発生時に伴う対応マニュアル (40 ページ)	
【資料 2-7-16】	感染症発生時の対応フローチャート (40 ページ)	
【資料 2-7-17】	留学生ガイドブック「外国人留学生キャンパスライフ」 (41 ページ)	

【資料 2-7-18】	学生生活アンケート様式 (42 ページ)	
【資料 2-7-19】	学生生活アンケート集計結果 (42 ページ)	
【資料 2-7-20】	スクールバス無料化 (42 ページ)	
【資料 2-7-21】	学生駐車場無料化 (42 ページ)	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	平成 25 年度作新学院大学の教員組織 (45 ページ)	
【資料 2-8-2】	作新学院大学教員の採用及び昇任に関する規程 (46 ページ)	
【資料 2-8-3】	ESD 委員会規程 (46 ページ)	
【資料 2-8-4】	学校法人船田教育会 大学教育職員の職務評価実施要領 (47 ページ)	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	CAMPUS LIFE 2013 p22	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-9-2】	図書館利用のご案内(図書館パンフレット) (50 ページ)	
【資料 2-9-3】	東日本大震災に伴う応急危険度判定報告書 (50 ページ)	
【資料 2-9-4】	図書館広報誌「SAKU らいぶ」 (51 ページ)	
【資料 2-9-5】	作新学院大学キャンパスバックボーン LAN (52 ページ)	
【資料 2-9-6】	学内ネットワーク利用ガイド (52 ページ)	
【資料 2-9-7】	作新学院大学 保守契約一覧 (52 ページ)	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人船田教育会寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-1-2】	作新学院大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-1-3】	作新学院大学女子短期大学部学則	【資料 F-2】に同じ
【資料 3-1-4】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教員倫理綱領 (56 ページ)	
【資料 3-1-5】	学校法人船田教育会コンプライアンス規則 (56 ページ)	
【資料 3-1-6】	学校法人船田教育会公益通報者保護規則 (56 ページ)	
【資料 3-1-7】	学校法人船田教育会危機管理規則 (56 ページ)	
【資料 3-1-8】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部危機管理規程	
【資料 3-1-9】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパスハラスメント防止等に関する規程 (56 ページ)	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-1-10】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャンパスハラスメント調査委員会規程 (56 ページ)	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-1-11】	学校法人船田教育会中長期目標	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人船田教育会寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-2-2】	学校法人船田教育会常勤理事会設置規程 (57 ページ)	

3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	作新学院大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-3-2】	作新学院大学運営会議規程 (57 ページ)	
【資料 3-3-3】	作新学院大学教授会規程 (58 ページ)	
【資料 3-3-4】	経営学部教授会規程 (58 ページ)	
【資料 3-3-5】	人間文化学部教授会規程 (58 ページ)	
【資料 3-3-6】	経営学研究科委員会規程 (58 ページ)	
【資料 3-3-7】	心理学研究科委員会規程 (58 ページ)	
【資料 3-3-8】	作新学院大学教育企画会議規程 (58 ページ)	
【資料 3-3-9】	作新学院大学人事調整会議規程 (58 ページ)	
【資料 3-3-10】	作新学院大学教育センター規程 (58 ページ)	
【資料 3-3-11】	作新学院大学教育センター運営委員会内規 (58 ページ)	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人船田教育会寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-4-2】	学校法人船田教育会常勤理事会設置規則 (59 ページ)	
【資料 3-4-3】	学校法人船田教育会監事監査規則 (60 ページ)	
【資料 3-4-4】	平成 26 年度作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部の方針 (58 ページ)	
【資料 3-4-5】	平成 25 年度理事長年始所信表明 (60 ページ)	
【資料 3-4-6】	平成 25 年度学長年始、年度初め所信表明 (60 ページ)	
【資料 3-4-7】	平成 25 年 課長会 資料 (60 ページ)	
【資料 3-4-8】	学校法人船田教育会中長期計画 WG (60 ページ)	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人船田教育会事務組織規程 (61 ページ)	
【資料 3-5-2】	作新学院大学運営会議規程	【資料 3-3-2】に同じ
【資料 3-5-3】	作新学院大学教育企画会議規程	【資料 3-3-8】に同じ
【資料 3-5-4】	作新学院大学人事調整会議規程	【資料 3-3-10】に同じ
【資料 3-5-5】	作新学院大学教育センター規程	【資料 3-3-9】に同じ
【資料 3-5-6】	作新学院大学教員養成カリキュラム委員会規程 (62 ページ)	
【資料 3-5-7】	作新学院大学大学評価委員会規程 (62 ページ)	
【資料 3-5-8】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部入試・広報部委員会規程 (62 ページ)	
【資料 3-5-9】	作新学院大学地域連携支援センター規程作新学院大学国際交流・留学生委員会規程 (62 ページ)	
【資料 3-5-10】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部キャリア・就職支援委員会規程 (62 ページ)	
【資料 3-5-11】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部情報センター委員会規程 (62 ページ)	
【資料 3-5-12】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 ESD 委員会規程	【資料 2-2-6】に同じ
【資料 3-5-13】	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部図書館委員会規程 (62 ページ)	

【資料 3-5-14】	SD 研修会資料、研修会参加状況一覧 (62 ページ)	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	新財政 4 カ年計画・実績比較 (63 ページ)	
【資料 3-6-2】	外部資金導入実績の推移 (64 ページ)	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人 会計基準 (64 ページ)	
【資料 3-7-2】	学校法人船田教育会 経理規程 (64 ページ)	
【資料 3-7-3】	学校法人船田教育会 経理規程施行細則 (64 ページ)	
【資料 3-7-4】	学校法人船田教育会 資金運用規則 (64 ページ)	
【資料 3-7-5】	計算書類 (決算書) (64 ページ)	
【資料 3-7-6】	理事会 (評議員会) 議事録 (64 ページ)	
【資料 3-7-7】	監査報告書 (独立監査法人) (64 ページ)	
【資料 3-7-8】	監査報告書 (監事) (64 ページ)	
【資料 3-7-9】	監事監査規則 (64 ページ)	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	作新学院大学大学評価委員会規程	【資料 3-5-7】に同じ
【資料 4-1-2】	作新学院大学大学評価委員会 WG 申し合わせ (66 ページ)	
【資料 4-1-3】	作新学院大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-4】	平成 25 年度 課長会 資料 (67 ページ)	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	授業アンケート結果	【資料 2-6-5】に同じ
【資料 4-2-2】	学生生活アンケート結果	【資料 2-6-8】に同じ
【資料 4-2-3】	大学ホームページ (http://www.sakushin-u.ac.jp)	【資料 1-3-6】に同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。